

令和元年第4回定例会議事日程（第3号）

令和元年12月17日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

矢 岡 匡 議 員

向 野 倍 吉 議 員

中 家 章 智 議 員

梅 津 義 信 議 員

太 田 文 則 議 員

岸 本 加代子 議 員

山 本 定 生 議 員

令和元年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和元年12月17日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月17日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	永野 公敏
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	竹内 一代

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） おはようございます。玄関に門松が上がっております。年の瀬を感じます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に梅津議員及び岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることはできないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるように、要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても、効率的な議事運営の御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し、厳守していただきたいと思っております。

では、1番、矢岡匡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 皆さん、おはようございます。議席番号、4番、矢岡匡です。ただいまより質問に入っております。

9月の議会では、国旗・国歌のことを質問させていただきました。さきの防災訓練において、小学校に訪れたわけですが、その中で私は国旗を見ることができなかつたような気がいたしました。少し述べさせていただいて、本題に入っております。

吉富の駅のホームに立ちますと、小学校がすぐ目の前に見えます。その正門の右手になります、皆さんもお気づきかと思いますが、そこに横断幕が掲げてありまして、「社会のつくり手を育むキャリア教育の推進」とあります。「福岡県教育委員会重点課題研究指定委嘱令和元年から3年まで」と書かれてあります。

このキャリア教育ですが、私も質問出して少し勉強してみましたところ、もとは米国の60年

代の反省という、教育の反省から70年代にキャリア教育なるものが進められてきたというような、そういったところのようです。そして、この近年において、90年代、2000年代といったところでしょうか、高校の中退、学卒就職者の早期離職、社会問題化して若年無職者やフリーターや、いわゆるニートの増加の問題そういった社会の傾向を踏まえ、米国にならって、まねて、日本版キャリア教育というのが推進されてきたものだと思っております。

そういった中、先月小学校では研究発表会が行われました。私も訪問いたしまして、ずっと見学させていただきました。その中で、どうキャリア教育というのがあらわされていたのか、伝わってこなかった感じがいたしました。

そこで、このキャリア教育というのは、一体どういう教育でどのように取り組むのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 吉富小学校の研究発表会について申し上げる前に、そもそもキャリア教育というのはどのような教育のことをいうのかということについて申し上げます。

キャリア教育という用語は、日本では平成11年の中央教育審議会において初めて登場した用語でございます。議員御指摘のように、当時ひきこもりやニートといった社会ともかかわらず、勤労観、職業観の未熟な若者の増加が社会現象化し、大きな課題となったことが背景としてあります。昨今では、若者だけでなく、元農水事務次官の息子さんの例を見てもわかりますように、中高年のひきこもりがちな方が61万人を超えるということが言われて、社会の課題となっております。これらのことから、生涯にわたって社会人、職業人としてのキャリア形成を支援することが必要となってまいりました。

キャリア教育とは、一人一人の社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことでございます。私なりの言葉で言いますならば、世の中がどのように変化しようとも、一人前の社会人、職業人として世の中とかかわりながら、たくましく生き抜いていく人間を育てる教育でございます。そのために、何か特別なことをしなければならないかということ、そうではないだろうと考えております。

これまでキャリア教育というと、中学校の職場体験のようなことばかりが強調されてきましたが、そのことも大切にしつつ、普段の授業の中でキャリア教育の視点を明確にした授業を大切にしていくことが重要であると考えます。要は、自分を見つめ、自分の強みやよさを見つけること、自分で目標を見つけ、目標の達成に向け、何がいいかを考え自分で決定できること、自分のよさを生かしつつ、他者とかかわりながら問題を解決していくことができること、自分のやったことを振り返り、その次の問題解決に生かすことなどを大切にしていくこととなります。

11月に吉富小学校で行われた研究発表会では、学びを実感し、よりよく生きていく子供の育成というテーマで、普段学で取り組んでいることを保護者、地域、他地区の学校の教職員に公開

するものでありました。特にキャリア教育を意図したものではありませんでしたが、子供が自分で考え、意思決定をすることや、友達と協力しながら問題解決に取り組む姿は随所に見られております。特にキャリア教育という言葉は使っておりませんが、キャリア教育の視点に当てはまる授業場面は多くあったと考えます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） キャリア教育につきまして、近隣に比べると恐らく早い取り組みだろうと認識しております。思い返してみますと、いじめ不登校連絡協議会についても、またコミュニティスクールについても、やはり近隣よりも一歩早く始まっていたものと覚えております。こういった前向きな取り組みを早目にやっているということは、評価すべきだろうなどは思っております。

そして、研究発表会の挨拶文、冊子の中での挨拶文で、校長の「はじめに」というところで、今後の新学習指導要領が令和2年度からいよいよ実施となる、その要領では、持続可能な社会の担い手やキャリアプランニング、そして学び方の観点からアクティブラーニング——主体的・対和的な深い学びという意味だそうです——こういったことも踏まえ、また来年度には、よりキャリア教育なるものも発展していくのではないかなと想像いたしております。

そんな中、もう一つ、キャリア教育というものが効果として何を狙うものなのかお尋ねいたします。

○議長（是石 利彦君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） お答えいたします。

キャリア教育はキャリア形成のために必要な力を育てる、その力を基礎的・汎用的能力と一般的に申しておりますが、具体的には、1つ、人間関係形成・社会形成能力、2つ、自己理解・自己管理能力、3つ、課題対応能力、そして4つ目がキャリアプランニング能力のことを申します。つまり、周りの人と人間関係を築いたり、自分のよさや得意としていることを見つけたり、課題が生じたときに、それを解決する方法を考え実行したり、自分なりの目標を立て実践し、振り返ったりする力を育てることを狙っております。

学校で取り組む内容は、おおむね次のようなものでございます。

1つ目は、小学校と中学校の基礎的・汎用的能力の検討を踏まえたカリキュラムの作成、2つ目は、キャリア教育の視点を明確にした授業づくりを行うこと、そして3つ目は、小学校から高校までを通して、キャリアパスポートというものを開発していくこと、これが研究の内容となります。こうした研究が将来的に社会とのかかわりの中で、自分の力を発揮し、よりよい社会をつくっていく、吉富の担い手を育てることにつながると考えております。

ことは1年目でございます。研究構想を固めることが中心となります。来年2年目は、京築地区を中心に小中学校の教員を招いて中間報告を行います。そして最終年次には、県内全域に案内し、研究発表会を実施し、研究の成果を披歴するという予定でございます。このように、3カ年をかけて研究成果を発信できればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 先ほども言いましたが、割合前向きに一步早くを吉富町の教育というのは進んでいると認識しております。そんな中、また新たなこの「キャリア教育」というキーワードをもって3年後なりの結果を楽しみにしております。

それでは次の質問に参ります。

今や社会、国や企業もそうですが、この持続可能な開発目標というものをもとにいろいろと取り組んでおります。教育の世界のほうにも、先ほどの質問でも、校長の挨拶にもありました文言が持続可能ということで入っております。

こういった社会の流れを考えたときに、私は予測される、多大な影響が予測されると書いていますが、もう既に影響は起こっておるものだろうと捉えております。しかし、7カ月ですか、吉富町議会において、この文言を聞くことがなかったということは少し心配しております。地方自治体として、この持続可能な開発目標ということ、やはり持っておいて、何か起こったときにアプローチ、接近していくといいますか、そういったことが、備えが大事であろうとそんなふうにも思っております。心配というところから、このたび備えを盤石にしておくべきだろうと考えます。そして、それでこの心配を質問としてさせていただきたいということで答弁をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

SDGsにつきましては、2015年の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17項目の国際目標でございます。日本では、「持続可能な開発目標」という表現が用いられることも多く、その言葉のとおり、経済成長や国土開発と、環境保全や貧富、教育の差の解消などを両立させ、全ての国で、誰一人取り残すことなく、国づくり、人づくりを行うことを目指しておるものでございます。

このようにSDGsは、全世界レベルの壮大な目標でありまして、含まれる項目も多岐にわたっております。ですから、行政はもちろん、企業や教育機関、関係団体などが行う全ての事業や活動に関連するものでありまして、その組織そのものだけではなく、私たち個人一人一人に課せ

られた目標と捉えることもできるわけでございます。

議員から御質問のありましたとおり、地方自治体にとってもSDGsの理念を十分理解し、組織としての取り組み、事業においても、この目標を踏まえて実施していく必要がございます。

実は、花畑町長は早くからこの取り組みの重要性に理解を示され、本町の施策に絡めていくようにとの指示をいただいていたところでございますが、なかなか取り組めていなかったのが実情でございます。そういったことで、この取り組みに関して何かございましたら、議員のほうからも御意見などいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 実はこの資料、ふくおかエコライフ応援bookというのが住民課のほうに置いていまして、みんなの力でSDGsを実現しようとかういったこともされてはいるので、なかなか皆さんが気がつかなかっただけかなとか思っております。

「SDGs」の「S」ですね、「S」は「サステイナブル」、「持続可能な」という意味になるかと思えます。その言葉のもととなった「サステイン」という動詞の意味は「支える、持続させる」、この意味ですね、このことはまさに行政にとってまさにこれが必要なんじゃないかと、そういう文言をあらわしているかと思えます。そういった意味でも、この持続可能な開発目標、あと10年余りといったところになっておりますが、ぜひ取り組んで、お互いに考え、そしていい結果を出していきましょう。

以上で本日の質問は終わらせていただきます。

○議長（是石 利彦君） ここで、私はマスクをさせていただいておりますが、お許しいただきたいと思えます。

.....

○議長（是石 利彦君） 次、向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 本日はどうぞよろしく申し上げます。質問通告に従って一般質問を行います。

今回の質問は、本町が実施している公共下水道全般についてです。

まず、下水道事業では、生活環境の改善、浸水防除、公共用水域の水質保全、望ましい水環境、水環境への創出等で住民にとって暮らしやすいアメニティライフの構築の上でも、なくてはならないライフラインです。この施設が早急に完成することにより、新築・増築・改築等がなされ、その結果、人口増が望まれると思えます。

本町の下水道事業方式は、公共下水道と下水道類似施設である合併浄化槽設置事業の併用方式で実施されています。公共下水道事業の概要として、平成9年に事業認可申請を行い、当初の計

画では全体で192ヘクタール、第1期分で99ヘクタールで、総事業費90億円でした。この中には、汚水処理費10億円を含む15年計画で、平成24年に完成予定と当初の地区説明会では、上下水道課より全集落で説明がなされたと記憶しております。

前回の9月議会での答弁で、完成予定が令和17年になっていましたが、なぜ当初計画より大幅におくれたのか、理由をお伺いしたいです。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えさせていただきます。

重複にはなりますが、本町の下水道事業につきましては、向野議員おっしゃいましたとおり、平成9年度に事業をスタートしております。

内容につきましては、今、議員おっしゃったとおりでございます。当初の計画では、平成9年度から15年間の計画期間となっております。その後、5度の見直しにより、全体計画、事業計画面積の拡大を図ってきており、現在は第6次事業計画のもとに事業を行っており、全体整備計画面積を233ヘクタール、総事業費約105億円とし、事業期間は完成を令和17年度と見込んでおるところでございます。当初より24年間延期をされているという状況でございます。

遅れた経緯でございます。全体計画が当初の192ヘクタールから233ヘクタールへと41ヘクタール増加し、1.2倍になったということもございますが、大きな原因といたしましては、当初計画時に工事の進捗率を高く見込み過ぎていたことが原因だったと検証いたしております。

具体的には、着手当初は管路が深いことから、地中を掘り進める推進工法による工事が主な工事ございました。実際に工事が始まりますと、想定以上に土質の影響から工期を、それぞれの工事に工期を要したこと、また周辺の生活をする町民の方々のう回路等の通行の確保のために工事区域が制限されたこと、もう一つ、老朽水道管の布設がえを同時に施工すること等により、大幅に工期が延伸されたものと判断しております。

また、財政面におきましても、補助をいただいております国費のシーリング等により、工事の延伸もあったと聞き及んでございます。このようなことにより、当時の計画より、現在大幅な遅延となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 大変わかりました。遅れた経緯は説明でわかりましたが、今後少しでもこれをこの遅れを取り戻すために、どのような対策を考えているのか、例えば、新工法の導入、管渠材料の変更、その辺を具体的にお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

現在のところの計画期間の遅延防止対策といたしましては、今、議員おっしゃいましたが、特段の新工法等の採用は予定はしておりません。現在のところ、町の行政改革実施計画及び下水道の経営戦略等にて、令和17年度の完成に向けますと、毎年7ヘクタールを確実に整備をしていけば達成できるという目標を設定いたしております、それに沿い、毎年事業終了後、点検と検証を行いながら、確実な進捗を図るのが一番の近道だと考えて、日々努力をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） また今後ともよろしく願います。なるべく早く完成をできるように願います。

次は、公共下水道事業等のコスト削減についてです。

今の答弁にありましたように、予算が105億円ということで、今後、莫大な費用がかかることは予想されます。しかし、下水道事業基金の状況分析や起債の状況、町債の残高等に私なりに調べてみますと、基金の状況は近年では年々微減状況が続き、この6年で1億3,000万円ほど減少し、平成30年度で3億2,000万円になっております。

また一方、起債償還については、平成30年においては、町債の残高は25億円であり、ここ6年で4億1,000万円の増加になっております。事業費が年々増加すれば、町債も増加する傾向にありますが、その反面、国・県支出金等の歳入も見込まれるため、一概に経営危機になるとは限らないと思われまます。しかし、それに安堵して事業を推進させるのは、好ましくないと考えられます。そのことで、下水道事業の将来像として効率のよい下水道方式、特に時代のニーズに対応した経費削減対策を考えてみてはと。

そして、もう一つ、エリアの見直し、特に幸子上、古地区の黒川より南は合併浄化槽方式への変更やコミュニティプラントの導入することにより、コスト削減が考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えをいたします。

本町の公共下水道事業につきましては、現在、国の補助事業、国のほうから2分の1の補助がつく事業でございます。それに補助の対象とならない単費分も含めて工事をやっております。その財源につきましては、先ほど言いましたように国費が2分の1、それとその残りにつきましては起債を活用、それと一般会計のほうから毎年1億7,000万円ほどの補填をいただいて、事

業を進めているところでございます。

まず、起債につきましては、下水道事業につきましては、今現在生きていらっしゃるというか、現在、下水道を使われている方だけではなくて、今後40年、50年、将来にわたって使っていくための施設でございます。それは現在の方々のみが背負うわけではなくて、将来にわたって分割して支払っていくという考え方で、起債のほうは活用させているという状況でございます。

あと、下水道処理につきましては、今、向野議員おっしゃいましたとおり、合併処理浄化槽、公共下水道、コミュニティプラント等々の処理方式がございます。それぞれの地域の実情に応じまして、国の補助やコスト面を考慮して決定をいたしているところでございます。

本町では、町全域が都市計画区域であること、面積が狭く効率的であることなどから、町域の大部分は、公共下水道事業として、国の補助を受け、整備を行っております。

また、集落から離れた飛び地的な地域につきましては、管路を延ばしていくことが非効率であるため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、整備を進めてきているところでございます。

今後、公営企業としてさらなるコスト縮減を検討するに当たりましては、整備の速度を上げて、早期完成することによる使用料の早期増収、人件費等の歩どまりのアップ等による効率化が考えられます。またさらには、広域行政の観点から、近隣市町のとの境界部分につきましては、相互協力するなどのことも今後検討の必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） しかし、コスト削減の一つとして、下水道使用料の滞納防止策や受益者負担金の早期徴収、全納報奨金制度、それと改修費用の斡旋制度または改修工事に伴う借入金の利子補給制度など考えられたらいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

現在の本町の下水道使用料の収納率の関係でございますが、9月の決算議会の中でも御説明したとは思いますが、下水道の使用料の現年分の徴収率は、9月現在で99.53%、同じく大きな財源であります受益者負担金につきましては、同時期で97.04%と高い収納率を推移してきております。財源的にはそういったものをうちのほうで手だてができることにつきましては、精いっぱい徴収等で努めさせていただいております。

また、推進するためには、補助制度も当然、議員おっしゃいましたように、必要だと考えております。今現在は下水道に早期接続を推進しておりまして、供用開始から1年以内に接続した方につきましては4万円の助成、2年以内につきましては2万円の助成、3年以内ですと1万円の助成という制度を設けております。かなりの方がこれを活用させていただいております。

また、合併浄化槽から公共下水道に切りかえる場合につきましても、ある一定の条件がございますが、条件に合いますと上限32万円ほどの補助制度も整備をしておるところでございます。

今後につきましても、公共枿から、敷地によっては奥深いような敷地の方もいらっしゃいます。そういった方につきましては、御自宅の排水施設に引き込むまでにはかなりの経費がかかるということもございますので、今、町長のほうからも指示をいただいて、そういった、特別に経費のかかるような世帯、宅地の構造の方につきましても、新たな助成制度を今、検討をしているという状況でございます。

そういった制度を使っていただいて、早期に接続していただくように、こちらもいろいろな施策で推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） この件については最後の質問になりますが、下水道汚泥運搬処理に関する事業ですが、私が調べたところによりますと、豊前市も豊前清掃車が運搬し、北九州市の三菱マテリアル社にセメント原料として処理をしております。本町でも同様であります。

そこで、共同処理が可能であれば検討し、経費の削減につながるのではないかと思います。答弁願います。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 議員おっしゃいますとおり、この辺の近くの処理施設については、今言った、三菱マテリアルというところが汚泥を再利用して、レンガ、あと建材の材料等にリサイクルをしている、そこに大体、近隣の市町は持ち込んでいる状況でございます。

今おっしゃいましたとおり、そこに行くまでの運搬の費用というのはかなりの経費がかかります。近隣を一括して、集約して、集めて運んでいくのが一番効率的という意味では考えておりますし、それがいいなと思っているところがございますが、実は、この持つていく物が産業廃棄物でございます。産業廃棄物におきましては、マニフェスト制度がございまして、発生したところ、例えば発生したところから100トン出ましたよ、そうすると、運搬する業者がよそに捨てたり、新たに加えたりということをしなないように、その100トンをもそのまま施設に持つていく、そして施設はその100トン処理をしたという、マニフェスト方式で三枚伝票でその100トンをずっと追跡していくような制度でございます。

ですので、合同で持つていってしまうと量が、吉富町から100トン出たのが確実にそこに運搬されて、確実に100トンが処理をできたのかという追跡調査のためにはどうしても単独で持つていかないと、その数量が確認ができないというところで、今、議員おっしゃいました、その制度がいいなとは思っておりますが、今のちょっとシステムでは難しいのかなというふうな考え

ておるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 最後の質問になりますが、終末処理場の稼働率についてです。

それはやっぱり維持費とかが一番かかるかと思えます。現在の水洗化率のさらなる向上を目指す必要があり、現在どのような稼働率の推移で運営されているのか、終末処理場の供用開始以来、水洗化率の推移を御説明願います。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

向野議員おっしゃられますとおり、公営企業にとりまして施設の稼働率、それと水洗化率を上げること、イコール収益を上げていく、効率性を上げるということになりますが、独立採算を目指す上では公営企業におきましては、そういったことは至上命題だというふうに心得ているところでございます。

本町の下水道事業は、平成9年から事業着手をしまして終末処理場や管渠の整備を進め、平成16年度から供用を開始して現在に至っているところでございます。以後、毎年、前年の3月までに工事を終わったところにつきましては、その翌6月、6月1日で供用開始を毎年行っていつて、増やしているところでございます。

これまでの16年間にて、延べで1,736戸が整備済み、毎年平均で109戸が整備をしている状況でございます。

水洗化率についてですが、16年度から徐々に伸びてきており、平成20年度末で38.8%、平成25年度末で45.3%、平成27年度末に47.6%となり、その後は50%前後のところを横ばいですずっと来ているところでございます。

毎年6月の供用開始により100軒程度増えております。そのうち50軒程度は割と早目に接続していただけるんですが、残りの50軒がずっと残り続けているという状況で、これまで大体横ばいで50%前後するというような状況でございます。

今後につきましては、残っている50%の方になるべく下水道に接続していただけるような施策を展開していきたいというふうに考え、いろいろ準備、地域に出での啓発活動を行っているところでございます。

以上です。

それと済みません。クリーンセンターの稼働率でございます。

クリーンセンターにつきましては、1日2,000トンの処理能力がございまして、現在は1日約800トン进行处理している状況でございまして、稼働率は40%となっております。

ざいます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 意見ですけど、よろしいでしょうか。いいですか。

○議長（是石 利彦君） はい、どうぞ。

○議員（2番 向野 倍吉君） 下水道事業は、我々住民にとってアメニティライフを享受する上でなくてはならない施設です。町の活性化、若者の定住化でも必須アイテムの一つであり、財政が許す限り、早急な完成を切望し、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

.....

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） 議席番号3番、中家です。よろしくお願いします。

まず、今回の私の一般質問ですけど、公営企業上水道全般について行いたいと思います。

まず最初に、町内の長年の懸念でありました、水圧が低い、水圧低下地域の対策として、天仲寺山に第三配水池が平成31年2月に完成されました。これにより、低水圧地域の水圧の低下が解消されたことになりました。これにつきましては、称賛の声が地域住民より上がっております。このことを踏まえて、きょうの一般質問に入りたいと思います。

今回、この一般質問を考えたのは、9月の中旬に町内では比較的大きな漏水事故というのがあったというふうにお聞きしました。その上で、今回の一般質問をしようと思ったわけなんですけど、一般質問の提出とほぼ同時期に広報よしとみに「私たちの仕事 水道漏水事故を経験して」ということで、上下水道課長の和才課長が詳しく内容を報告、町民の皆さんにさせていただきました。

これを見て、本当に生々しく感じまして、しかも非常に対処がきちんできていたと感じました。町長の指示のもと、和才課長を中心に、具体的に、赤尾課長とか、奥家課長ですね、経験を生かしてこの町内の漏水事故を最小限の被害でとどめたということに関して、感謝を申し上げて質問に入りたいと思います。

特に、ここに書いています、課を越えて、庁内、職員全体で、ワンチームで対応していただくことに、まず称賛を申し上げたいと思います。その上で質問に入りたいと思っております。

質問内容に上げたのは、まず①の有収率の向上対策についてであります。

ここ7年間の年間の平均有収率は、町内は94.15%でありました。一番有収率の低かったのが、平成28年度の91.4%で、その逆に、一番高かったのが、平成24年度の95.9%でありました。有収率が高いほど漏水や湧水が少なく、より効率的な上水道運営が行われている目

安の一つになるものと思っております。

また、近年では、上水道管、水道管ですね、の老朽化による、漏水で道路の下での土砂が削られて、道路が陥没する事故が全国各地で発生するなど、上水道管の維持管理による不備で重大な事例が起きております。

配水池本体工事を実施、低水圧の地域の解消はなされてよくなりましたが、その反面、水道管の水圧が増し、老朽化した水道管がクラックを生じ、漏水するという事例も起こったのではないかと思っております。

今回の漏水の原因では、水道管の漏水と、それに玉石が緩衝していたのではないかという記事が載っておりますが、基本的には漏水はこれからも、水道管が要するに老朽化しておりますので、その可能性が今から高くなると思っております。100%水圧の上昇によるものだとは断定できないのですが、その点が疑わしい一面は考えられると思えます。

通常勤務時においては、職員が1日1回配水池のテレメーター等を確認に行っていると思うが、テレメーターでの異常確認や漏水調査、特に上水道の使用量の少ない深夜などで実施し、早急に経費はかかっても業者に入札をし、調査依頼などをしてはどうかと思っております。

また、配水池本体築造による水圧が増加して、大規模漏水の発生しましたこのタイミングでの漏水調査の実施を執行部に求め、答弁をお願いしたいと思っております。

また、現状の上水道管の漏水調査は目視による調査、音聴棒による調査、機器を利用した調査、少し大規模な電波探査等が考えられますが、その他、何か別の方法があれば、その内容などもお答えをお願いしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えをいたします。

今議員のほうから御指摘がありました有収率についてですが、有収率、もう少し詳しく説明いたしますと、有収率とは、有収水量の年間の配水量に対する割合を示しており、議員御指摘のとおり、数値が高いほど収益となった水量が多く、効率的な事業運営であることを示しておる指標でございます。

本町では、近年では、先ほど議員がおっしゃいましたように、大規模漏水が発生しました平成28年度の91.4%を除きますと、大体94から95%をずっと推移してきている状況でございます。直近の30年度につきましては、94.52%でありまして、全国平均の81%に比べますと、13%ほど高い値であり、また国が示す水道ビジョンにおきましても、中小規模の事業者においては、有収率を95%を目標にせよとのことですので、その目標値を維持しております本町につきましては、全国的にも高いレベルを維持させていただいているところでございます。

この有収率を維持するため、漏水には特に注意をいたしております。

先ほど申されましたとおり、毎朝、庁舎に設置をしておりますクラウドシステムの大きなモニター画面を、うちの課の入り口に設置しておりますが、そのモニターにて、配水池の推移のグラフにて、深夜の主に3時から4時ごろの最も配水量の少ない時期ですね、その時期に、日々増量等がないかの変動については、慎重に確認をしているところでございます。

先ほど来紹介がございましたとおり、12月の広報にて紹介しましたとおり、9月に町の水道の本管から大規模な漏水が発生いたしました。このときには、大体時間当たり30トンぐらいの漏水量でございました。これ、年間に換算いたしますと、水道の単価200円といたしますと、365日もしこれが出たとすれば、5,300万円の水が出てしまっていたというような状況の漏水でございました。

現在はそういった大規模な漏水はございません。各家庭に引き込んでいく細い給水管から、針で刺した程度の、ごく小規模な漏水があるのかなという程度の今は数値で変動いたしておる状況でございます。

次に、漏水の調査についてですが、漏水の調査対応につきましては、町民の方から漏水があっているよ、どここのところがぬれているよというような報告を受けて調査に行く場合と、当然、職員が日々注意をして調査をしております。その調査による発見、また専門の業者に発注をして、地中の深い漏水を探していただくというような方法がございます。また、調査の具体的な方法につきましては、目視による調査、それと音聴棒による調査、それともう1つは漏水探知機、これは電気で地中の中の音を聞く、それを増幅させて漏水音を探知するという機械でございますが、そういった機械を使つての調査が主となります。業者の委託ですと、町の半分を、もしそういった機械を使つて調査をするということであれば、概算で大体160万円から170万円ほどかかるという見積もりをいただいているところでございます。

ただ、先ほど大規模な漏水のときは1時間当たり30トンが出るという話をしましたが、ちょっとした小規模な漏水であれば、例えば1時間当たり1トンぐらいが出るということになりますと、これも町の単価1トン200円を年間で掛けますと、年間でやっぱり180万円ほどの水をロスしてしまうということになります。ですので、そういった水量ですね、どれくらい漏れているかという水量と、先ほどの業者さんに委託する場合の金額というのは、ある程度は両方を勘案しまして、基本的には職員による調査を主としますが、職員で見つけられないようなとき、そしてそれなりの漏水量があるようなときにつきましては、業者さんへの委託も視野に入れて、今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） まず、吉富の有収率は非常に高いということも初めてお聞きしま

したし、具体的な5,300万円とか180万円という数字も今聞きました。これから対策をお願いしたいと思います。

続いて質問させていただきます。

まず、今回、私がこの質問したのは、まず第一に、上水道管は地下埋設物であり、もし万が一のときには、非常に危険を伴うということですね。道路の陥没による交通事故とか、またそういうことがないように思っております。

また、水道事業は公営企業事業であり、本来は、水道水の売り上げ等により、経費をそれ以内におさめるという独立採算制で行っております。それが原則であります。ですので、漏水等による損失で収益減になるということ自体、公営企業上、原理原則から好ましくないことだと考えております。

この2点により、再度漏水の疑わしい場合は経費をかけても早急なる調査を実施し、安心、安全なまちづくりの一環として取り組んでもらいたいと思っておりますが、どう思われますでしょうか。ただし、これは毎年漏水の調査を行うということではなく、漏水が疑わしい場合は、早急に実施するという意味でお願いしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

今、中家議員おっしゃいましたとおり、漏水につきましては、公営企業の収益とか効率化だけではなくて、道路の陥没事故等によります町民の方、またそこを通行する方々の安全の確保というところもあろうかと思っております。その安全確保につきましては、うちの課も町内へ出るとき、また定期的にパトロールを行っておりますが、特に産業建設課、担当課長も水道の経験者でございます。その職員にも水道の経験者が多数在籍しております。そういったところと現在もタッグを組んで、町内で水がしみているようなところ、もしくはちょっとした陥没があるところというのは、お互いが注意をして、チェックをし合って、小さい陥没、小さい漏水の間に処理をする、または穴を埋めるというような形で日々取り組ませていただいておりますので、大規模な車が落ちるような、そういったことがないように努めておりますし、そういったことはないだろうというふうに考えております。

それと、先ほどの漏水調査の件につきましても、十分議員おっしゃいましたことを頭に入れて、費用対効果を勘案しつつ、大規模な漏水、もしくは小規模でも長期間にわたるような漏水が続いて、職員がなかなか見つけ切らない、そういった場合につきましては、町長と相談の上、積極的にそういった調査をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） わかりました。

続いて、②の質問に移りたいと思います。コスト削減対策についてお尋ねします。

水道事業につきましても莫大な費用がかかります。現在、下水道事業と並行して、上水道事業の管敷設替え工事も行われているものと思います。これは一つのコスト軽減であり、先を見た対策であり、評価される点多々あると思います。その他にコスト削減として考えられていることがあったら、お尋ねしたいと思っております。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

コスト削減対策ということでございます。

本町では、水道管の敷設替えにつきましては、下水道工事にあわせて、随時実施をしてきております。今現在、町内の57%ほどにつきましては、下水道工事にあわせて、ずっと海のほうの地区から順次本管の敷設替えを行ってきており、下水道の進捗と同時で、現在旧10号線を越えて幸子地区、今吉地区、鈴熊楡生地区、別府地区の手前までは、古い老朽管の敷設替えを終わってきているというような状況でございます。

この工事につきましては、下水道と合わせてやっているということでございます。それによりまして、下水道が掘ったところを下水道の管が埋設して、その上で一度ちょっと下水道をお休みしていただいて、その上に水道の本管を入れる。そしてまた下水道の工事によって埋め戻して、舗装工事をするという、ちょっと下水道の工事につきましては、少し手待ちの時間をとらせていただいておりますが、水道の工事につきましては、そういったことによりまして土の土工一式、それと舗装工事の復旧の一式というのが、ほぼゼロ円でさせていただいているところで、大幅な、これによりましてコスト削減が図られているというふうに考えておりますし、今後も残りの地域につきましても、この手法で進めていきたいというふうに考えております。

また、水道の管を入れる深さにつきましても、当然深いほどコストがかかります。本町につきましては、いろいろな国等の基準がございますが、その基準の満たすいっぱいいっぱいですね、一番最も基準を満たす浅い深さ、70センチほどにはなるんですが、そこで水道管を敷設していくというようなことも取り組んでおります。

また、水道の管の選定につきましても、基幹管路ですね、大事な管路につきましては、耐震性と経済性に優れた配水用ポリエチレン管を採用しております。その他の配水の枝管になりますが、そういったところにつきましては、少し安価ではございますが、耐震衝撃性硬質塩化ビニール管を使用するなど、細かいところまでコスト意識を持って取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） わかりました。今から随時下水道工事に伴って、上水道もどんどん敷設替えが行われるということで、このような漏水事故が、多分これからも必ず少なくなっていくことだろうと思っております。

それでは、次の質問に移ります。③の取水井の安全対策についてです。

昨今の地球環境の変動に伴い、気候の温暖化により、毎年と言っていいぐらい豪雨災害が起きております。私の記憶によりますと、たしか平成4年の台風時に吉富町の幸子浄水場の取水井が、高潮と山国川の水量の激増から水没しそうになった経緯があったと思っております。このままだと、豪雨により、大水と高潮が重なった場合、上水道の水源が汚水で汚染される可能性があると思っております。

その対策として、取水井の井戸側のかさ上げ工事等により、この危機が回避されると思いますが、いかがでしょうか。豪雨時での取水井付近の河川の水量計の調査等を実施し、こういう危険性は大丈夫なのか、また、もし危険性があるのならば、その解決策はどうかをお聞きしたいと思っております。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

本町の取水井、井戸でございますが、満州井戸を採用いたしております。構造的には直径が6メートル、深さが13.5メートル、井戸の内壁から60本の多孔集水管を、井戸から水平方向に、放射線上に60本の多孔集水管を突き出しており、周囲の広い範囲から地下水を集める構造となっております。

また、その井戸につきましては、現地では地盤から1メートルだけ突き出ております。あとの12メートルほどは地下に潜っているというそういった構造でございます。先ほど議員おっしゃいましたとおり、過去数度山国川の増水によりまして、その周辺が完全に水没するというような状況になっております。最も水位が多かったのは、平成27年の7月の台風時のときが、最も水位が上がったというふうに記録では残っております。そのときには、先ほど言いましたように、地盤から高さ1メートルのところにあります井戸がほぼほぼ、ちょうど水没するくらいになったというふうに聞き及んでございます。

ただ、この井戸の構造でございますが、ぼんとあって、上からざっと井戸に水が流れ込むというような構造ではございませんで、完全にふたのある密閉式の構造になっております。水が直接入っていく可能性があるのは、その井戸の上部に2つ空気抜きの筒がございます。その筒がもしつかったときには、そこから水がじゃっと入る可能性がございます。それはただ、先輩職員の方々が、これまでの水位が上がったのを勘案いたしまして、さらにそこから1.6メートル、その空気筒については、さらにその1メートルから1.6メートルかさ上げをしていただいております。

ます。ですので、今よりも、過去最高よりも1.6メートルさらに水位が上がったとしましても、直接井戸に山国川の汚水といいますか、山国川の流水が直接入るといことはできないような形に改良していただいております。

この平成24年のときに、ちょっとその井戸が周辺が水浸しになったことで、井戸の濁度、濁りが上がったということで、1日ほどそこから水を取るのをやめて、京築の広域水道企業団のほうから応援給水をいただいて、断水をせずにしのいだということをお聞きしております。

その濁度が上がった理由につきましては、先ほど申しましたように、直接井戸に流水が入ったわけではなくて、井戸の構造上、周りが水没しますと、そこからしみ込んだ水が、井戸の中に地下水として入ってきて、濁度が上がったということでございます。ですから、生々しい汚い水が、昨今の台風で、浄水場等々が流木で完全に埋没しているような、ああいった状況ではなくて、地下水が少し濁ったのが入ったというような状況でございます。

現在は、先ほどそういった改良しているのにあわせて、昨年天仲寺山の山頂の第3配水池を更新いたしまして、二塔式のものに更新いたしております。以前のあるところにありました旧第3配水池につきましては、貯水量が489トンでございましたが、今度新しく二塔式になったものは1,200トン貯水ができるようになってございます。それと、京築の企業団からも、現在毎日650トンの給水を受けておりますが、緊急時につきましては1,200トンまでは現在の管路で送ってこれるということでございます。さらに、別府の浄水場等の機能をフル稼働することによりまして、もし万が一そういった災害が起きて、水位が上がって、濁度が上がったとしましても、その濁度が落ち着くまでの間、過去では1日ほどだったんですが、現在は、恐らくその数倍の日数については、断水なく対応できるものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 中家議員。

○議員（3番 中家 章智君） きょう質問してみまして、非常に対策してくださっているなというのが本当にわかりました。これからも頑張っていっていただきたいと思っております。

今からも事業は続くわけですけど、今回漏水事故というのは、若い職員の方も初めて経験したようなことだと思っております。ベテランの課長が、すばらしい対応をしていただいたということもわかりましたし、まさにワンチームでやっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 議員席番号7番、梅津です。ただいまより、通告に従い一般質問を行います。

質問通告事項の1番目の子供会についてです。

11月開催の議会報告会において、子供会活動についての御意見をいただきました。御意見の要旨は、学童保育に行かない子供は、放課後、地域に遊び相手がいない、居場所がない、子供会が本来その受け皿であるべき、議員の皆さんは地域においてどのように取り組んでいるかというものでありました。

そこで、今一般質問において、議会報告会における御意見を受け、執行部の皆さんといま一度子供会活動について考えてみたいと思い、質問を行います。

それでは、通告の1番目のところ、結成数の推移はどのようになっていますか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

結成数の推移という御質問ですが、過去5年間の単位子供会が組織されている地区数、会員数、加入率をお答えさせていただきます。

まず、平成27年度は10地区、135人、36.7%。28年度が9地区、117人、31.7%。29年度が7地区、108人、27.7%。30年度が6地区、102人、26.4%。今年度につきましては6地区、109人、27.8%でございます。この5年間で地区数にしまして4地区、会員数にして29人、加入率にしますと8.9%の減少となっております。

ちなみに、10年前の平成22年度は12地区、184人で、加入率が43%という状況でしたので、10年前に比べますと6地区、75人、15.2%の加入率の減少となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 順番を追って聞きます。

減少の原因をどのように把握、お考えになっていますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 減少の原因はという御質問ですが、これだという1つだけの要因ではないように思っております。

その中でも、まず考えられますのが子供の数の減少でございます。10年前に比べますと、児童数は33人減少しております。この10年間で、最少であったのが平成27年度の368人で、最高であった平成22年度と比較しますと、56人の減少でございます。今年度より23人少なかったこととなります。

ただ、この27年度と今年度を比べてみますと、今年度のほうが児童数は多いのに、先ほどお答えしましたように、地区数で4地区、会員数で29人、加入率で8.9%の減少となっております。

ます。子供の数の減少が、直接子供会の減少につながっているとは考えにくい状況になっております。

そこで、加入率に着目して考えてみますと、先ほどの質問のときにお答えしましたが、加入率は、この5年間は減少傾向でございます。加入率の減少というところで、子供の数ではなく、ほかの要因を考えてみますと、子供の学校外での活動の変化が考えられます。スポーツや文化活動の場として、少年スポーツ団体や民間のクラブでの活動がふえたこと、また学習塾での補充勉強など、放課後や休日の過ごし方が変化してきているのではないかと考えられます。

そのほかにも、保護者の就労状況の変化も大きな要因の1つではないかと考えております。共働き家庭も増加しまして、日曜日に子供会活動に参加したり、高学年になって、地区の子供会のお世話をする役員になることを負担に感じる保護者の方も多いうございます。実際に、子供会がなくなった地区の保護者の方に聞きますと、やはり五、六年生になって地区の子供会のお世話をするというのは、非常に負担が大きいので、もうやめますというような声が多く聞かれるようございます。

このように、どれが原因でというものは明確なものはないんですが、こうした子供数の減少や子供の活動の変化、家庭環境の変化など、幾つかの要因が相まって子供会に入る児童が減少し、結果として、地区の子供会が減少してきているのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今、担当課長から上げられた幾つかの減少の原因を踏まえながら、まさに、さきの議会報告会で上げられた子供の居場所、放課後家に帰っても遊び相手がない中で、どのように子供会を中心に取組んでおられますかという御意見は、私が質問の中でここに当てはまるんじゃないかなと、唯一ですね、当てはまるんじゃないかと思っております。

子供会の存在意義、初めに言いましたように、減少の中で担当課が説明されたもろもろの減少要因があるんですけども、そういった中で、子供会の存在意義、どのように捉えていますか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 子供会の存在意義をという御質問でございますが、まず、子供会というものをひもといてみますと、子供会とは、仲間と活動を共有することによって、その子が参加している集団のより望ましい成長を意図したコミュニティ活動とあります。子供は遊び仲間を求めており、遊びを通じて、社会の一員としての必要な知識や技能、態度を学びます。そして、その遊びを通して健全な仲間づくりを進め、心身の成長や発達に大切な活動を行うことが、この子供会の活動であるというふうに考えております。

この子供会活動は、学校や家庭における教育とともに重要な、そういった意味では教育活動で

あるというふうに考えております。

そういう意味で、この子供会の存在意義というものは重要なものであるというふうに私としても考えております。

また、その子供会活動というのは、地域コミュニティの面からも、非常に重要な組織ではないかなというふうに思います。本来、子供は家庭や学校以外の地域社会の中で、いろいろな人とのつながりの中で多様な人間関係を築きまして、協調性や社会性を身につけていきます。この地域社会における子供の活動の場としての1つが子供会であります。ただ、そこで活動する子供のみならず、世帯当たりの子供の数が減少して、核家族や共働き家族が増加した中では、日ごろ、なかなか地域の方と接する機会がない保護者にとっても、この子供会活動は非常に重要なもので、また地域の方にとっても、子供を介して、この子供会活動を通じて地域を知り、地域がお互いを知る、そしてそこに地域のコミュニティを育てていくというような意味でも、非常に存在意義としては大切なものであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今回、私としては一問一答形式で質問しているつもりなんですけど、非常に次に進みやすいような御答弁ありがとうございます。

今の存在意義について述べられた中で、では4番目、その存在意義ある子供会の活動を、応援する取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） この子供会の活動を応援する取り組みについて、どのようにお考えですかという御質問ですが、今までお答えを3つ御質問の中でしてきましたように、子供会の活動は子供の成長にとっても、また保護者にとっても非常に大切なものであると考えておりますので、町としても、その活動を応援していくことは必要なものと思っております。

そこで、現在町が行っている支援を幾つかお話をさせていただきます。

資金面では、連絡協議会に助成金を毎年交付をしております。そして、活動の場の提供や人的支援としましても、子供会の連絡協議会の年間活動計画や、実行にも携わっている事務局担当者を教育委員会にも配置している、職員が事務局の担当ということで担っているところでございます。

この連絡協議会の活動については、近年の地区子供会の減少を考慮しまして、子供会の会員以外でも参加できる行事を立案をしております。子供会に参加したことがない子供に、まずは子供会活動というものに興味を持ってもらえるよう、工夫をしているものがこの1つで、2年に1回、最近であれば、ことしと2年前でございますが、行事を持ちまして、子供会以外の方でもどうぞ

というようなことで御案内をして、子供会の活動を理解していただくというような工夫もしているところがございます。

また、もう1つ、行政はそういうふうを考えておりますし、地域の方が、この子供会活動を支援していただくということも、活性化に向けては非常に有意義なものではないかなというふうに思います。

子供の数が減少して、地区子供会が減少傾向にあります。過去には一度解散した子供会が再結成されて、今現在でも、その活動が継続されているというような地区もございます。土屋地区がその1つで、地区の方々の熱心な働きかけで再結成されて、今も活動は活発に行われております。

ほかの地区でも、自治会が積極的に子供会の活動や、子供のそういう活動を支援しているというところもあるように聞いております。

今後も地区の方からの支援も継続していただきながら、町としても、この子供会活動が活発に行われ、一人でも多くの子供が、その活動を通して、本来の心身ともに健やかに成長して、豊かな社会の担い手にふさわしい人間として育っていけるように、応援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） ただいま、私の質問に対して、担当課より適切な回答、また最後には、私と認識を一致するような御答弁をいただき、ありがとうございました。

私も、議会報告会で質問、御意見を承った中で、冒頭言いましたように、議員はそれぞれ地域においてどのように取り組んでいるか、議員各自についてもやっぱり問われたように記憶しております。

そこで、私自身も地域においては、例えば私の地元はとんど焼きなどが今ないんですけれども、とんど焼き、あるいは祭りばやしの練習、けいこなどに何か会みたいなのをつくりながら、子供さんたちに働きかけ、地域の子供の育成に、微力ながら頑張っていきたいというふうに考えておるということを申し添えて、この質問を終わり、次の質問に移ります。

2番目のところです。花畑町政を問うというふうに、ちょっと勇ましく書いているのでありますが、全然勇ましいことはなくて、質問をしていきたいと思えます。

本年5月、令和の始まりと同時に、花畑新町政がスタートしました。花畑町政における新事業の数々は、町民に優しい思いやりのあるものだとして理解するところです。しかし、多種多様な町民の皆様の意見を代弁する議員の立場からは、新事業について町長のお考えを確認しておかなければなりません。そのことを前提に、質問に移らせていただきます。

町民アンケート等で民意の確認はされましたか。この趣旨は、町長が4月に町長選を戦った中で、マニフェストを私も見ております。そのマニフェストに上げられておりましたので、それで新規事業の開始は民意の確認はしているというようにお思いでしょうか。それはそれで、私は批判するつもりは毛頭ありません。ただ、町長なりの執行部のお考えを聞きただけです。

それで、給食費の単費による補正、定住自立圏締結、3番目は、課制変更、課制変更は、今12月議会で審議中なので、これについては、もし差し控えたいというのであれば、それでも結構だというふうに思いますが、とにかくその3点について、民意の確認はされましたかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町民アンケートはしましたかということにつきましてですが、町民アンケートとしましては、第4次吉富町総合計画後期基本計画の策定に向けて、今後のまちづくりに関するニーズ等を把握するため、町内在住の15歳以上を対象に、前町長が在任中の平成30年12月に実施しております。

この後期基本計画の策定に当たりましては、そのアンケート調査結果を踏まえ、さらに町民の声に耳を傾け、より実効性のある町の最上位計画とするため、町民の皆さんから寄せられた意見を取り入れた計画として、町議会議員の代表を初め、識見を有する各分野の方々の御意見をいただき、先般完成いたしました計画に掲げる町の将来像に向け、町民の皆様と行政が連携、協力して、住みよいまちづくりを推し進めたいと思っておるところでございます。

また、町の総合計画と同様に、今後もさまざまな計画の変更や更新が展開されるわけですが、住民の皆様御意見をいただき、反映させた計画になるものと考えているところでございます。医療や福祉、教育や産業振興など、生活機能の強化や充実、住みやすいまちであるためには、住民の意見や要望を聞く機会の確保が重要と考えております。ホームページや広報よしとみなど、いろいろな方法での情報発信をさらに進め、直接御意見や御要望を聞く場も必要と考えます。小さなまちだからこそ、町民の声が届く、もっと住みやすくなるまちづくりを目指していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 非常にわかりやすく、的確な御答弁なんですけれども、先ほど私が上げた新規事業、私は今回（新規事業）というふうに通告しているんですけども、給食費の単費半額補正、定住自立圏締結、3番目の課制の変更について、これは審議中なので、特に控えるなら控えても結構ですがと言った件についてはどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

新規事業の着手に当たりまして、いろいろ施策等実施に当たりましては、最小限の経費で最大の効果が得られるよう、財政部局としては努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 非常にわかりやすく、的確な御答弁なんですけども、私の理解力が乏しいのか、給食費単費補正、定住自立圏締結、課制条例変更については、具体的には、その一つ一つについてはアンケート等での確認は民意の集約というか、民意を直接問うたりはしていないということでもいいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、後期の基本計画を策定するに当たりましては、町民アンケートを実施してございます。その中に、給食費の助成についてとか、あと定住自立圏、さらなる行政の連携ですね、についての希望とか、そういったものはそこに、アンケート調査の中に住民の要望としてございました。それを踏まえまして、取り入れるというようなことでの事業実施になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今最後の御答弁で、民意を把握したということはよくわかりました。

続きまして、2番目の財政支出についてどのようにお考えですかというところです。

家計に例えれば、町の支出の1万円、2万円は家計でいえば10円、100円。その小銭を大事にするというのが、賢い奥さんの家計のやりくりだというふうに、私は小銭を大事にしないと家庭はだめだというふうに思っております。

また、家庭におければ、欲しいものを買って、出費がふえれば、支出を削るのが家庭における私たちの生活ではないでしょうか。

しかるに、町のこの間の財政を見ておきますと、出すものが大変ふえて、それは私が家庭において子供の立場であれば、お父さん、お母さんが欲しいものをどんどん買っていただければ、それは子供としてはうれしい。けれども、その先には、ちょっと心配もあるわけです。そういった意味合いにおいて、財政支出について、どのようにお考えでしょうかという質問です。

○議長（是石 利彦君） 町長、どうぞ。

○町長（花畑 明君） まず、小銭を大事にするということでもあります。小銭しか使えないというのが現状であります。ですから、その小銭の中でも、その小銭の大切さを踏まえて、より費用対効果のあるものにしていきたいと思っております。例えば、さきの開会のときに議長がおっしゃいました。玄関に門松、これは町の町有地にある土地から、竹を職員が切りに行き、松を切り、そして土曜日に、職員有志が集まって門松を本庁とフォーユー会館前に設置させていただきました。四季折々でこういう形で、町民の皆さんに感じていただくこと、こういうことしか今のところできておりません。

梅津議員のおっしゃる無駄遣いなるものというのが、具体的にどういうものかというのは、ちょっと今頭に浮かばないんですけれども、私はやっぱりマニフェストでお約束したことを、確実に一つずつ実現させていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今町長の御答弁ありがとうございます。

ただ、私無駄遣いとは一言も思っていない。先ほどの質問の中で言いましたように、町長がされていることは、私も町長が議員当時から、議員であった、町長にはお願いして、このようなのが欲しいですねと言ったりして、花畑町長がやろうとすることのほとんどは、私がやってほしいということでございます。だから無駄遣いというふうには毛頭思っていないです。

ただ、冒頭言いましたように、私、議員やっている関係で、多種多様な皆さんの意見がありますので、私と花畑町長が思うことが一致してすばらしい支出だなと思っても、違う方もやっぱりいるということで私は御意見いただいて、そういう方々の意見を代弁する形で質問を行っているわけですが、門松についてはよろしいでしょう。給食費の単費補正、年間600万円です。非常にこれもいいことで、私も孫がいるので孫の家庭も非常に喜んで、花畑町長はすばらしいというふうに、もう大絶賛なんですけれども、600万円というお金は10年経てば6,000万円ですね。20年経てば1億2,000万円。先ほど家庭に例えればという話をしましたが、決して微細な額ではございません。この件についても戻るわけですが、高収入の方からにもいただかなくてよかったのかというような御意見も、所得制限を設けない中での単費補正になっております。そういうことを含めて、財政支出についてどのようにお考えですかという質問でありました。特に、もう、今、2番目については町長並びに企画財政が、担当課が言ったことで、それ以上でそれ以下でないというならば3番目に進みますけれども、もう一度、何か補足することがあればお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 財政部局として財政支出についての考えを述べさせていただきます。

ます。

さまざまな施策の推進につきましては、財政の健全性を維持し、まちづくりのために投資できる一定の政策的経費を確保することが重要でございます。総合計画や総合戦略では、さまざまな施策や事業を積極的に展開するために、前町政時代も含めたところでまいた種を成長させる段階において、この成長や発展の糧となる財政支出について、使うべき部分と抑えるべき部分とのメリハリをつけまして、職員一人一人が創意工夫を發揮し、効果的かつ効率的な行財政運営に向けた優先順位の設定や事業の選定など、全庁一丸となりまして選択と集中を念頭に全力で取り組むことが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 大変よくわかりました。心強い御答弁ありがとうございました。

続きまして、3番目の財政の強靱化についてどのようにお考えですか。

この3番目の項目は、町長就任時、町の財政は非常に厳しいと、強靱化を図っていきたいというふうにも思っているので、答えられる範囲で、もしあればよろしくお願いたします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

財政の強靱化についてでございますが、今後の行財政状況を展望したときに、長期にわたる地域経済の低迷、就労人口の減少などによる収入の減少、それから少子高齢化社会の進展による社会保障費の増加に加えまして、公共施設や道路・橋梁などの老朽化による大規模改修費用など、多額の財源が必要になることが見込まれ、これに対応し得る財政力を備えていかなければならないと思っております。

限られた財源の中で多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応し、町民満足度を高めるためには持続的な行財政経営の構築が不可欠でございます。

その実現には、目先の削減や行政内部だけで実施するのではなく、町民・議会・行政がそれぞれの関係性を再認識しながら取り組む必要があると考えております。ただ、それには時間をかけた丁寧な説明が重要になってくるところでございます。

持続可能な行財政運営を展開するために、先ほど言いました、限られた資源を最大限に活用するというようなことで、今後の予算編成の中に組み入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） その説明でありますけど、先日も議会の皆様には御説明申し上げさせていただきました。今までの活動の中で、大きいところと言えば田辺三菱製薬様を初めいろんなところの社長・首脳陣とお会いをさせていただいております。町内の各企業の代表者の方とも懇談を重ねてまいりました。その中で次年度は、やっぱりふるさと納税にはきっちりと力を入れてまいらなければいけない、また企業版ふるさと納税も考えていかなければいけないというふうに考えております。

先日も定住自立圏の一連で、中津市・上毛町、そのほか関係の方々とお会いすることがございまして、吉富町はどうしてもふるさと納税を行ったとき、返礼品がございません。返礼品をどうやって産出していくか、今、地元の商工会の皆様ともお話をしています。そんな中で定住自立圏に加入するというので広くは中津市の特産品とか、上毛町にできる色々なニンニクとか、いろんなのをつくられております。そういう産物、豊前市、少し遠くなりますけれど築上町、こういうところの産物を私たちの町の返礼品としても活用できるんじゃないかというふうに質問を申ししたところ、それはいいなど、ぜひそういうふうにして、地域全体が向上するような、富裕していくようなまちづくりをお互いに手を取り合って頑張っていきたいと思いますという意見交換もさせていただきました。

それと、またネーミングライツということもあります。例えば吉富町のフォーユー会館、体育館に、大宮という、東京の近くの大宮というところに、味の素何とかスタジアムというふうに年間契約をしてるわけなんですけれども、私たちの町にもそういうことができれば、金額的には少ないかもしれませんが、何らかのお役に、住民の幸せにつながるができるんじゃないかなというふうにも考えております。

この私たちの町は、財政力指数、実質公債費比率と言いますか、これはもう県内では平均よりずっと劣っています。これをやっぱり力強く本来あるべき位置に戻すためにも、そういう施策が必要ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今、最後の町長の意見を聞きまして、私も吉富町だけで光り輝くちゅうことはないと思います。もう地域全体が豊かになって、その中の吉富町がもう地域と共に富裕、豊かになるだけしか、私はここに生きる私たちはないのでというふうに確信をしています。

最後に、それをまた言って意見と申し述べさせて質問を終わります。

健全な財政なくして町の未来はありません。吉富町単独の町政継続が困難にならないような財政運営を要望し、質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 議員席6番、太田でございます。通告文に沿って質問をさせていただきたいと思っております。

今現在、世界で頻発する大規模自然災害、それに影響を与えている温室効果ガス、世界平均濃度が観測史上最高を更新したと、最近、紙面で知りました。地球温暖化が急速に進んでいることは間違いありません。

このようなことを背景に、ことし8月、佐賀県で発生した洪水、工場の油が民家に流出したり、床上浸水、床下浸水が発生、それと台風による被害も関東、北関東、東北に及んだ甚大な被害が発生したことは記憶に新しいと思います。川の決壊、氾濫などで多くの家が流され、倒壊したり、床上浸水、床下浸水など、考えられない被害が近年、続いています。

そこで、我が町は山国川、佐井川に挟まれており、いつこのような災害が発生するかもしれません。災害が発生した際の備蓄、災害に強いまちづくりにどう取り組んでいるか、通告文に沿って確認していきたいと思っておりますので、的確な回答をよろしくお願いいたします。

まず、災害時の備蓄についてでございますが、①避難所に布団・毛布、何組備えていますかということを書いておりますけれども、そのことについてお答えをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。現在、毛布を500枚備蓄しております。布団については備蓄はございません。体育館のように床が硬くて冷たい状況を軽減するためにアルミマットを200枚備蓄しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 毛布のみということで、もちろん、今、吉富町はそういった災害がないから、もちろんそろえてないのかどうかよくわからないんですけども、今後、そういう布団とか、敷布団ですよね、あと夏布団、もちろん夏にも災害が起こる可能性もありますね、地震とか、冬にも地震とか、そういうのも考えられますけど、そういったことを考えると、今後、そういった品ぞろえというものは考えておりますか、お答え願います。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。今までは風水害に対する避難所という形で、風水害は、出水期は夏場で暑い時期でありましたので布団を買っておりませんでした。毛布ということであったんですが、今、太田議員おっしゃるように、地震とかはいつ起こるかわかりませんので、そういったときは冬場ということも考えられますので、今後、そういった冬場に対応した布団の備蓄も検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） これは早急に購入していただきたい。一気にパツというのが無理でしょうから、何組でもそろえて、年々そろえていけば、いつ災害が起こっても住民に不眠を与えないというか、避難所でゆっくり睡眠を取ってもらうという観点から見れば、そういう備蓄も必要じゃないかなというふうに思っております。ぜひ前向きに検討していただいて、次の質問へと移りたいと思います。

次に、2番目ですね、いろいろもちろんその健常者ばっかしの方が避難所に来るわけじゃありませんので、足腰の悪い方だとか、例えばリウマチの方だとか、そういった方たちももちろん災害が起こったときには避難所に来るわけですから、そういった場合の簡易ベッドとして何セット品ぞろえしているのかということでお答え願えますか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。残念ながら今、ベッドについては備蓄はございません。

ベッドじゃないんですけれども、間仕切りセットというのは備蓄しております。30個の間仕切りをする程度のものをしております。2.5畳四方ですね、そういったもので厚さは3センチぐらいなんですけれども、簡易ベッドではなく、そういった間仕切りのセットは備蓄をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 今後、その簡易ベッド、何セットかという、先ほどの布団じゃないんですけれども、品ぞろえの検討というのはどうでしょうか。考えていますか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今の議員さん、おっしゃいましたように、体の不自由な方もいらっしゃると思いますので、床から立ち上がるのがやはり非常に困難という方もいらっしゃると思いますので、これにつきましても今後、検討していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） ぜひ、私も具体的によく知らないんですけれども、ニュース等で見る限り、段ボールを組み立ててというやつもあるみたいなんで、そういった品ぞろえも両方、どちらがコストが安いかというのを検討していただいて、前向きに購入のほうを進めていただければというふうに思っております。

次に、3番目に移りたいと思います。災害となれば春夏秋冬、いつ起こるか、もちろん地震が

そうなんですけども、いつ起こるかわかりません。そういった中で冷暖房機器というものは必ず必要だと思うんですね、特に冬場だとか、夏場に関しては。それに関して冷暖房機器としていくつぐらい今、品ぞろえをしているのか、していないのかということ、お答え願えますか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。冷暖房機器、例えば体育館で避難をするときの冷暖房機器というものは、備蓄をしておりません。今の考えでありますと、冷暖房を完備している避難所、フォーユー会館やあいあいセンター、保育園、子育て支援センター、老人福祉センターなどを活用したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） フォーユー会館はもちろんわかるんですけど、全員、吉富町、例えば全員ちゃ無理、半分ぐらいの方が例えば避難せざるを得ない状況下になった場合に、それに対応できるかというところできないと思うんですよ。やはり避難所となっている体育館、児童館には冷暖房じゃなかなか難しいと思うんです、あれぐらいの広さであれば。だからスポットクーラーだとか、何か遠赤外線のやつとかいろいろあるじゃないですか。そういったいつでも移動できるやつのタイプでも十分、間がいくと思うんですよ。そういったものも何台か品ぞろえしておくか、またはホカロンとか、そういったものも、要は腰だとか、足裏だとか、そういったところに貼れるようなタイプも品ぞろえの中にひとつ備蓄として考えたらどうかと思っておりますけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） スポットクーラーという機器は、ちょっと今のところ考えておりませんでした。どの程度の金額がするののかというのもちょっと私も把握しておりませんので、今、ここで備蓄を検討するということは軽々しく言えないなというふうに思っております。そういったものはどの程度のものがあって、こういった金額するののかというのは検討、調べてみたいと思います。それからまた検討してみたいと思います。

あと、カイロですね、カイロとかも十分、それで暖が取れるなと思いますので、そういったものは検討していく必要があるかなとは思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） ということは、カイロ、備蓄は今現在、されてないということでよろしいんですね。わかりました。ぜひ前向きに検討いただいて、コスト面ももちろん考えないといけないと思いますので、そういった面で考えながら、無理のないような購入方法をしていた

できればというふうに思っております。

次に、4番目の、液体ミルクの備蓄はありますかということで、もちろんいろんな方が来られます。乳飲み子の生後何カ月の赤ちゃんとか、そういった方たちも避難所に来る可能性はありますので、粉ミルクだとお湯を沸かさないといけないというデメリットもあります。家庭であればすぐ沸くんですけど、そういう避難所じゃあなかなか早急というふうにはいきませんので、そういう液体ミルクに関しての備蓄はあるのか、今後、検討していくのかという答弁をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。液体ミルクの備蓄についてですが、液体ミルクの備蓄は現在、ございません。粉ミルクを32缶備蓄しております。そのうち2缶はミルクアレルギー対応のものとなっております。

液体ミルクにつきましては、以前は輸入品しかございませんでしたが、昨年8月から国内生産が可能となり、ことしの3月から流通をしているようでございます。ほ乳瓶を使用せず、開封したら常温でそのまま授乳できるなど、使い勝手のよいものとなっているようでございます。ただ、現状では粉ミルクよりも賞味期限が短く、価格も高い品物でございますので、全てを液体ミルクに変えるということはちょっとどうかなというふうに思っております。そうじゃなくて、一部を液体ミルクにするというようなことも今後、検討していかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 確かにコスト面は高いです。常温ですから、ちょっとこうヒヤッとするかもしれませんし。そういったデメリットもありますけれども、利便性を考えるとそういったものも備蓄の中につけ加えるのもどうかなということで、ぜひ前向きな検討をよろしく願いいたします。

2番目に……。

○議長（是石 利彦君） ちょっと、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

○議員（6番 太田 文則君） ああ、そうですか。

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩をいたします。再開は13時、1時としたいと思います。

午前11時53分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に……再開いたします。

太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 午前中に引き続き質問を行っていきたいと思います。

2番目の質問へ移りたいと思います。

災害に強いまちづくりについてということで、1番目、ハザードマップ最新版の更新時期はということで、ハザードマップの更新はいつごろでしょうか、回答をよろしく願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

ハザードマップにつきましては、平成26年に防災パンフレットとともに、ハザードマップを全戸に配布しております。

それから5年が経過しております。その後、津波浸水想定が、平成28年2月に発表され、これに伴う津波ハザードマップは平成29年3月に全戸配布いたしました。

さらに、山国川と佐井川、そして高潮の最大規模の想定による浸水想定が出るということで、それらが出そろったタイミングで、ハザードマップの作成を検討しておりました。

山国川につきましては平成29年に、佐井川につきましてはことしの5月に、そして高潮洪水想定が来月1月に公表される予定ということになっております。

これを受け、来年度、令和2年度にハザードマップの更新をしたいというふうに今、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 来年の令和2年度ということで、具体的に何月になるかわからないですね。何月ごろとかいう。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ハザードマップをつくるとなると、やはり専門家の意見を聞きながらということになりますので、当初予算で、予算の御議決をいただき、その後業者を選定し、それから策定していくということになります。できるだけ早い時期に作成をしたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） ぜひ早目の作成をよろしく願いいたしまして、2番目の質問へと移りたいと思います。

佐井川、山国川の越水のシミュレーションはしましたかという質問ですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

いずれの河川においても、越水シミュレーションを国、県がそれぞれ行っております。このシミュレーションに基づき浸水想定がそれぞれ出ております。

佐井川については、これまで50年に一度の雨、いわゆるレベル1の想定においても、浸水想定が出ておりました。これについては、既に、ハザードマップでお示ししておりますが、今回レベル2、これは想定し得る最大の降雨に伴う洪水により、氾濫した場合の浸水ということで、レベル2となっておりますが、この浸水想定では、浸水の深さはさほど変わってないようなんですけれども、浸水のエリアが広範囲、吉富町の広範囲ということになっております。

一方、山国川については、これまで100年に一度の雨、これ山国川レベル1が100年に一度です、の雨のシミュレーションでは、浸水想定はございませんでした。

しかし、これも先ほど申しました平成29年に出たレベル2、これは想定し得る最大限の降雨に伴う洪水による氾濫した場合の浸水ということで出ております。上流域の堤防の決壊により、本町も広範囲で浸水するという想定が出ております。

これらの浸水想定区域につきましては、国や県のホームページで確認ができますが、住民の皆様に向けて来年度のハザードマップを作成したときに、お知らせをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 佐井川、私の地元というんじゃないけど、近くに川がありますから、よく散歩等で通るわけですがけれども、堤防がかなり山国川一級河川と比べて低いものですから、ことしの10月に北関東、東北等のああいいう線状降水帯という、前は聞きなれない言葉を最近よく聞くようになりました。

ああいいう雨が1,000ミリ降ると、当然越水して上流に行けば、佐井川ですけど、上流に行けば行くほど堤防は低くなっております。そうすると、上毛町、または豊前市さんのほうからは、下流である吉富町のほうに、その水が流れてくるという可能性が十分に考えられます。

そういった中で、もちろん堤防をどうのこうのとかいうことではないんですけども、そういった中を想定してでのハザードマップなりも、作成する必要があるんじゃないかなというふうに私は思ってますんで、今のところ、私が、吉富町がつかったときはもちろん吉富町には住んでなかったんですけども、そういった経験がないものですから、想像がつかないんですけども、ことし10月にそういった被害がある中で、佐賀県でも、近場でそういった洪水等が発生してますんで、吉富町はなおさら両側に両川に挟まれた町でありますから、そういったことも十分想定した上で、

ハザードマップ作成をぜひ行ってもらいたいというのはもちろんであります。

そういったことをお願いしまして、次の3番目、地震とか、今いう災害が起こったときに、それによって仮設住宅の設置場所がもちろん変わると思うんですけども、例えば地震のときは仮設住宅はどこに考えているのか、また、その辺が例えばつかったときに、仮設住宅を地震以外で水没をしたときは、地震のときの仮設住宅がそこであれば、水没したときの仮設住宅は変わらないのか、変わるのか、その辺のところ返事いただけないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

仮設住宅の設置場所につきましては、緊急仮設住宅建設候補地台帳というものを作成しており、福岡県にも提出をいたしています。

本町では、候補地といたしまして、現在、玄光院町有地と太町グラウンドの2カ所を計画していますが、これらの候補地は地震や水害等の状況により、設置場所を最終検討した上で、仮設住宅を設置するというようにしております。

そのほかに、町内で比較的広大な土地として、小学校、中学校のグラウンドがございますが、学校は授業の再開など、再建、再開が優先されるべき施設でございますので、原則として候補地から除外をしているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） わかりました。ぜひそういったところを、グラウンドといいましょうか、そのような活用して、ぜひ住民の方が、そこに住まれるような早急な設置を、災害があったときには実施してもらいたいなということをお願いしまして、最後の4番目の質問へと移りたいと思っております。

ことしの災害で、千曲川が決壊したのは、水が浸入してそこから決壊したということも聞いております。その前には、茨城県の常総川が同じようなことで、決壊したんじゃないかと思われま。もちろん水が浸入して決壊したということを、新聞等で知りまして、今回、山国川一級河川、佐井川の二級河川に対しては、そういった地質調査というか、水の進入ぐあいというか、そういったところをボーリングかなんかで調査をしたのか、まだしていないのかというところを、わかる範囲でお答え願えますか。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、質問の通告では、堤体の強度測定はいつしたのかということで質問いただいておりますので、まずそれから、堤体の強度測定についてですが、堤防の耐浸透機能や耐浸食機能診断等は

ございますが、堤体自体の強度を測定する試験自体はございません。

ただ、議員が御質問いたしましたように、佐井川、山国川、両河川ともに、河川堤防の堤防強化対策として、洪水により堤防機能を喪失、または低下することを回避するために、浸透や浸食に対する安全性の調査を実施し、佐井川にあつては浸透調査を今年度2カ所実施おります。その結果については、まだ県のほうから報告は受けてございませんが、報告を受けましたら、また御報告させていただきます。

次に、山国川につきましても、堤防の管理区間における堤防延長31.2キロメートルのうち、13.1キロメートルの緊急点検を行い、堤防への浸透や流下能力不足等による対策を必要とする区間が8.2キロ確認されましたが、本町内の堤防については、対策を必要とする区間はないということであります。

国、県とともに、必要な検討や改修が既に行われている状況でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 佐井川にしても、山国川にしても、両方そういった強度のあれをやったということで、今年度2カ所ですか、佐井川、それでやったということで、今のところ結果出てないということなんで、結果が出ればまた全協等で教えていただければなと思っております。

両方の川に挟まれていると、やっぱりそういった越水、決壊というのが、どうしても頭にあるんです。梅雨時なんか、雨が長引くと川に近寄らないで下ださいというんですけども、佐井川に見に行ったりとかして、大丈夫やろかという感じで見に行くんですけども、そういったことが吉富町に災害が起こらないというような、災害が起こらないというのは、なかなか難しいんでしょうけども、両方に挟まれている川が決壊しないというような、そういうことで安心して安全なまちづくりを目指していただければなと思っております。

最後に総括としまして、備蓄に関しても担当課長のほうから、具体的な検討をいただきました。その中で、住民避難保険というものが全国であるんですけど、それ約20%ぐらいの自治体が加入しているらしいんですけど、吉富町に関しては入っているのか、今後そういう保険に加入する予定があるのか、担当課のほうから答弁をいただきたいのですが。

○議長（是石 利彦君） 質問通告にないんじゃないですかねえ。多分答えられないと思いますが、太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 総括として、ぜひ備蓄に関しては前向きな答弁いただきましたし、強靱なまちづくりに関しても、佐井川の、山国川の堤防に関して強度の測定を行ったということで、ぜひ今後も、そういったまちづくりに、執行部と議員が一丸となって取り組んでいきたいと

思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回4項目のことについて質問をいたします。

まず、1点目、佐井川の安全性についてお尋ねいたします。

同僚議員が今質問されましたので、それに続いてということになるかと思えます。

台風19号で、大きな7つの河川、そして12カ所で堤防が決壊し、甚大な被害をもたらしました。地球温暖化が進行し、巨大台風による集中豪雨が連続するのと、何を教訓に今後の治水対策に生かすのか対応が求められています。

本町は山国川と佐井川に挟まれた地域にあります。今回は佐井川についてお尋ねいたします。

台風19号では、1日に1,000ミリという雨量を記録しています。そういうこともあるという状況の中で、佐井川の問題点について今どのようにお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

佐井川の安全性の検証につきましては、県土整備事務所と町とで、適時堤防の決壊、または越水による氾濫の危険性について、町からの堤防増強の要望などを行っているところでございます。

しかし、ハード事業というのは、多額の予算が伴うものであり、福岡県としても数ある県管理河川について優先順位をつけ、工事を行っているところでございます。現時点での安全性については、佐井川の浸水想定がレベル1、レベル2とそれぞれ示されているところであり、特に、ことし5月に公表されたレベル2の最大規模の浸水想定においては、本町の広範囲が浸水区域になっていますので、これに関しては、来年度ハザードマップを作成し、全戸配布により周知啓発を行いたいと考えております。

河川の安全性については、ハード、ソフトの両面からの対応が不可欠であり、特に大雨が降ったときに、御自宅が危険区域になるかどうか、またどの程度のものか、近くの安全な場所はどこなのかといった点について、広報や回覧、防災パンフレットの配布など、防災講演会や防災避難訓練などの機会を通じて、住民の皆様に周知啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、浸水するレベル1、レベル2で浸水する可能性が十分にあるんだと、浸水を防ぐ方法としては、どのようなことを考えておられるでしょうか。2回目。どのような方法を考え、そしてどのようにそのことについて、取り組もうとなさっているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 越水、浸水、これはもう堤防を強くするしかないなというところなんですけど、先ほど申し上げましたとおり、県とは要望等もしているんですけども、やはり数多くの、県も河川を管理しておりますので、優先順位をつけて、そういったところを補強なりをしていっていると思います。

すぐに佐井川を補強するというようなことは、ちょっと言えないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） お金もかかることではあるんですけども、今回、台風19号でよく言われたことが、ちょっと私、専門用語でよくわからないんですけど、堤防の水のほうは補強しているんですけど、宅地側というんですか、裏のりとかいう言葉が使われていたんですけど、こちら側がそのままになっている。そうすると、水が越えた場合に、一気に決壊していくということが指摘されていますよねえ。

佐井川についても、いわゆる堤防じゃないような自然林が随分、ところもあります。上流のほうに。だから、今まではそれでよかったんですけど、これからは本当に、人命が失われるような危険性があるということは、多くの人、みんな認識していると思うんですけど、やはり考えつく限りのことは研究しながらやっていく必要があると思うんですね。

私が思ったのは、まず、堤防の、お金のことは別にして、そのこと、それから佐井川の中に、樹木がありますよねえ。あれは定期的に伐採してあると思うんですけども、それがおくれなように、ずっと伐採していくとかいうことが必要じゃないかと思いました。

その点、同じような考えなのか、もっとほかに考えておられることがありましたら、そのこともお願いします。

それともう3回目なので、もう一つは、ことし11月時点なんですけど、県の河川整備計画、この中に佐井川水系というんですか、佐井川入ってないんですよ。私が持っている資料では、15の河川水系について、県は整備計画が載っているんですけども、佐井川が入ってない。

佐井川もう十分に危険なので、今でも入ってないのでしたら、ぜひ整備計画に入れていただくように、強く要望していただきたいと思うんですけど、その点もあわせてお願いします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、岸本議員が言われました河川整備計画、私の手元にはないので、お答えできないのですが、佐井川、確か岩岳川水系ではなかったかなというふうに承知しておりますので、それで岩岳川の水系の中で佐井川が支流となっているということで、含めたとこ

ろで整備計画を県のほうが立てているのではないかなというふうに思っております。

樹木の件、樹木の件につきましても、河川内の樹木の状況を見ながら、県のほうには伐採をお願いしているところで、今年度も2カ所ですか、伐採をしております。

以上でございます。（「ほかに何か方法は」と呼ぶ者あり）

堤防の裏側ですね、先ほど太田議員のほうからの質問の中でもありました、耐浸透機能、その調査のために、川裏の堤体のボーリング調査は実施いたしました。佐井川の調査の結果につきましては、まだ報告がございませんが、佐井川の中の護岸についてはほぼ改修が終わっておりますが、一部別府地区において空石積みの箇所がございます。この分については、県も改修計画を今立てているという状況でございます。

河原の分につきましても、透水機能が劣るところについては、そういう危険性もあろうかと思いますが、川の中の護岸改修が終わっておりますので、多少はそういったものの起こり得る可能性としては、低いのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、岩岳川とおっしゃいました。私が持っている資料の中には、岩岳川も入ってないです。間違いかもしれませんので、調べてぜひ入れてもらえるようにしてください。

次の質問に移ります。

次はAEDの活用、推進についてお尋ねいたします。

AED、自動体外式除細動器は、心臓がけいれんし血液を送り出すポンプ機能を失った状態の傷病者に対して、心電図の測定、解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器です。音声ガイドによって操作でき落ちついてやれば、誰でも簡単に使用できるものです。

また、AEDの使用とあわせて心マッサージ、人工呼吸を行うことで、救命の可能性を数段に大きくすることができます。しかし、専門家によりますと、この使用が1分おくれれば、遅くなれば、電気ショックの成功率が7から10%低下するとのこと。つまりできるだけ早く使用することが必要ということです。

先日行いました議会報告会で、参加していただいた住民の方の中から、AEDを各地区公民館に設置し、町が費用について補助するというのはできないかという声が寄せられました。

公民館は常時あいている、開放されているわけではないので、場所として適切かどうかはわかりませんが、各地区というのは、距離的に考えればよい方法ではないかと思いました。

以前、同僚議員の質問もありましたが、現時点でこの問題、各地区に設置し、町が補助すると

いうことについてはいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、AEDは急な病気や事故などで、心臓がとまった状態になった人に電気ショックを与えることにより、心臓の動きを取り戻す装置で、また操作が自動化されるため、医学的な知識の必要がなく、操作講習を受ければ、誰でも使用できることができます。

このAEDを公共施設以外の場所、例えば地区の公民館に設置してはという御質問です。

心臓や呼吸がとまった人の治療は、まさに1分、1秒を争います。心臓や呼吸がとまった人が助かる可能性は10分を経過すると、急激に少なくなるという報告書が出ております。

救急車が来る前に、AEDを使用すれば、命が助かるケースもあると言われております。そのため、いつも人が多く集まる場所に備えつけ、その場所に居合わせた人にAEDを使って、救命措置を行ってもらうことを目的に、公共施設や駅、デパートなど、人が多く集まるところにAEDを設置が進められているところです。

このようにAEDは、救急車が来るまでの間に、その場所に居合わせた人が使用することにより効果ある装置で、各地区の公民館などに設置しても効果があるのかなというふうに思っております。

また、AEDは本体だけでも1台30万円以上というものでございますので、今のところ、いつも多くの人が集まる公共施設に設置し、それ以外のところは、現在のところは、検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 事故とか、そういった危険、命にかかわる人が出るというか、人が倒れたりとか、事故とか、いろんなこと、そして災害のときにもあります。

そういう場合に、先ほど言いましたように、AEDが近くにあるということは大事だと思うんです。例えば、吉富町内を考えてみても、駅や公共施設は一定、中心部に集中しています。そこに置くのももちろん大事でいいと思うんですけれども、やはり気がついた人がすぐにそれを取りに行けるような場所に置くというのは、私は必要じゃないかなと思うんです。

そういう観点から、距離的というのは、そういうことなんです。早く取りに行けるということ。AEDを持ってこれるということを考えたときに、やっぱり各自治会という自治会の範囲というのは、適切じゃないかなと思ったんです。

その辺のことを考えた上で、もう一回お願いしたいのと、あと今、病院とか公共施設のほかに、各事業所なんかでもAED設置しているところ結構あるんじゃないかと思うんですね。

それで、ハザードマップの中に、公共施設的なところに置いてあるAEDはあるとしても、いろんなところに置いているAEDのマップを作って、それを配布してもらったら、とても、あそこにあるんだということがわかってよいんじゃないかなと思いました。

そのマップの作成、もちろん所有者や管理者の許可が必要なんですけれども、作成したらどうかと思います。これ提案です。

それともう一点です。このAEDは、私も使ったことあるんですけど、本当に簡単です。落ちついてすれば。音声ガイドに沿ってそれができるんですけど、見たこともない、初めという方にとっては、やはりちゅうちょすると思うんですね。それを解消するには、やっぱり数多くの講習会なり、それに触れる機会というのが、必要じゃないかと思うんです。

たしか、ことはなかったと思うんですけど、去年は防災訓練のときにあったかと思うんです。防災訓練、そういった町がやる大きな行事も大事だと思うんですけど、例えば、自治会で、例えばの話ですよ、自治会の総会のときにするとか、何かそういったことを奨励していただけたらなと思っております。

今、3点言ったんですけど、それと、ごめんなさい、これ質問じゃないんですけど、AEDにはリースがあるんですね。月に4,500円くらいで借りることもできます。

きのう私調べたら、23万円くらいで出ているのもありましたので、値段的にも、ここら辺考えたらいいかなと思うんですけど、その3点お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

近くの場合であれば、そういったケースのときに、すぐに行ってということでありましたけども、先ほど答弁申し上げましたように、やはり10分を経過するとかなり生命に危険が及ぶということですので、そういったことで、公民館に行って10分間で戻ってきて、AEDをセットして対処するということが可能な場所であればいいんですけども、40万円という、20万円のものもあるかもしれませんが、町が購入したものは40万円くらいでした。

その費用対効果がどうかというところはちょっと思っております。

そういった意味で、現在のところ、今考えてませんという答弁を最初させていただきました。

次に、マップですが、議員おっしゃるように、町内の公共施設以外にも、吉富町には病院がたくさんあります。病院にも結構置いております。そして、事業所も置いているところがあります。そういったところが、ここ置いてますよというのは、何らかの形で、マップでお知らせするのもいいかなと思います。

以前、もう何年も前に一度健康福祉課のほうで、そういったマップをつくって配布したと、私記憶があるんですが、そういったものも健康福祉課のほうとも、話をしてみたいと思います。

それと、講習会ですけども、これ役場の職員は定期的に行っているんですよ。京築広域圏の消防士の方が来ていただいています。これを各地区の集会のときとかでもしたらどうかというのは、本当にいいアイデアだなというふうに思いました。

ぜひ、自治会のほうにも、そういったことをしてみませんかというのは投げかけてみて、京築広域圏消防本部の人にも相談をしてみたいなと思います。20万円の分はもうよろしいですか。
(発言する者あり) いいですか。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、公民館にはこだわってないんです。公民館は鍵をかけてあって、区長さんとか、一部の方しか持ってないですよ。その方がいらっしやらなかったら、もうアウトなので、だから各地区の地域の中に、例えばコンビニとか、確実にあいているようなところがあるじゃないですか、そんなところをお願いして、設置してもらったら、さっと取りに行く距離がとてもいいんじゃないかなと思うんです。

それで、そういった意味も含めて、各地域というんですか、そうすると、地域に適切なところに、町の責任で、それを置いていくというというような方向性についてはいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） やはり、先ほどと同じです。費用対効果がどうなのかなというところがありますので、今のところは検討しておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 人の命は失われたら絶対に返ってきません。大いに費用対効果があると思っております。

では、3番目の質問で、公営住宅管理条例の改正についてお尋ねいたします。

国交省は2018年の3月、去年です、3月30日付で、公営住宅管理条例（案）についての改正についてという文書を送付しています。

この理由は、まず1番目として、民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直し、2番目に単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く最近の状況の変化です。3番目にこれまでの公営住宅にかかわる制度改正の内容を反映するためというふうにしております。

この通達は、県知事に出してあるんですけども、県知事に対して、県下の事業主体に対して、周知徹底を図るとともに、公営住宅の管理について適切な指導監督を行うことを求めています。

うちは一つの事業主体ですので、まずどのような指導を受けているのか、その内容について、またあわせてその指導について、本町としてどのように対応するのか、報告をお願いしたいと思います。

います。

そして、今後の、今からの議論にも関係するので、2012年度以降の家賃滞納世帯数、それから法定減免を除いた家賃減免世帯数、さらに明け渡し対象世帯数についての報告をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、質問についてお答えいたします。

先ほど、岸本議員言われたように、民法の一部を改正する法律により民法が改正され、令和2年4月1日に施行されます。これに伴いまして、吉富町営住宅条例同施行規則について見直す必要がございます。

今回の改正の中でも、連帯保証人につきましては、国の公営住宅管理標準条例の中で、連帯保証人に関する条例が削除されるなど、各自治体において、連帯保証人のあり方について検討する必要が生じております。

具体的には、賃貸借契約の際、連帯保証人を求めるかどうかという点でございます。現行どおり、連帯保証人を求める場合におきましては、極度額の設定が必要になり、連帯保証人を求めない場合においては、家賃債務保証業者等の機関保証の活用や、緊急連絡先や身元保証人を求めるなど、連帯保証人のかわりとなるものを検討する必要があると考えております。

連帯保証人の役割について、一例を挙げますと、本来入居者が行うべき家賃の納付や部屋を故意に損傷させた場合の原状回復、退去時の部屋の片づけなどを入居が怠った場合、あるいは死亡した場合に、入居者にかわって弁済する等が考えられております。

本町においての事例を申し上げますと、家賃滞納時に入居者へ納付指導の依頼をしており、平成29年度、平成30年度におきましては、各1件、実際に滞納家賃を連帯保証人の方に弁済してもらっております。

以上の事例に加えまして、今後高齢化社会を迎えている社会情勢において、単身高齢者に対する連帯保証人の役割につきましては、今後さらに増してくるというふうに想定されますので、本町におきましては連帯保証人につきましては、引き続き求めていく必要があると考えております。

それと、平成24年以降の滞納者数におきましては、平成24年が56名、平成25年53名、平成26年49名、平成27年35名、平成28年25名、平成29年27名、平成30年17名と、年々減少の傾向にはございます。

それにつきましては、滞納があった場合、3カ月以上の滞納があった場合、その場合は保証人さんにも通知をさせていただいております。その関係で保証人さんのほうから入居者に連絡をして、家賃を納めていただくというような事例もございますので、先ほども申し上げましたとおり、連帯保証人については必要というふうに、今現在は考えております。

それと、減免額、法定に基づかない減免額なんですけど、平成28年度に1件、それにつきましては、長期入院された方がおられまして、3カ月分減免ということがございました。

それと、強制というか、入居案件に合わなくて出てもらった方が、平成30年度に1件というふうなことで、事例がございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の国が示した条例案というんですか、それはもちろん今おっしゃいました連帯保証人の規制をなくすということ、一つ大きいあれなんですけど、もっとたくさんいろいろあったと思うんです。いろいろなことが。

私が見た限りにおいては、まず、家賃滞納についての対応が、家賃滞納についても、いわゆる家賃滞納した世帯に対して、その家の状況をもっと調べなさいと、そしてほかの民生部局だとか、いろんなところとタイアップして、必要な生活保護を受けるとか、減免をするとか、そういったことをしなさいと、平たい言葉でいえば、そういう文言があったかと思うんですね。そういう内容のものがあったかと思います。

それから、今まで入居資格の中に、60歳以下の方に対しては、単身がだめでしたよねえ。同居親族がいるというのがあったかと思うんです。もちろん今うちの条例そうなんですけど、国が示した条例案はそれを外しているというふうに聞いております。だから、単身者で若い人も入れるようになっています。

それから、入居条件の中に、税金、国税、地方税を滞納しているとだめですよというのがあったんですけど、これも外されているというふうに聞いております。

もっとほかにもいろいろあったかと思うんですけど、滞納についての問題、それから、今、私が聞きたいのは、同居親族の規定が外されているんだけど、これはどう対応されるのかということ。

それから税金を滞納していないということが条件にあったけれども、これも外されている。それに対してはどうされるのかということ、それを聞きたいと思います。

そして、今、2つ、具体的な質問2つです。

それと、今、数字を教えてくださいなんですけど、滞納世帯は確かに減っています。これは連帯保証人の方にかわって払ってもらったというのものもあるかもしれないんですけど、分納というのをされているんじゃないかと思うんですけど、その分納の成果。

分納も、先ほど国が示している、その人の滞納の原因を調べて、いろんな手だてをとりなさいの中の一つに入っていると思うんですね。

だから、国全体のあれを見ると、2014年にまた別の通達が出されていて、これで、そうい

ったことを指導した成果ではないかというふうに言われているんですけど、吉富町でも、随分滞納は減っているなど、反映されているのかなと思います。

ついでに申し上げますと、14年に出された通達というのは、記憶に新しいかと思うんですけど、たしか千葉県で明け渡しの強制執行のその朝に母子家庭のお母さんが、娘に手をかけたという事件がありましたよねえ。無理心中を図って、それで、国はいろいろ動いているようなんです。

先ほどの連帯保証人の規定を外しているというのも、先ほどの課長の答弁とは、若干矛盾というよりも、全く反対なんですけどね、今、高齢者の中で、連帯保証人が見つからないために、入居申請ができないというか、応募できないという方が結構いらして、そこを改善するためだというふうに聞いております。

いろいろ申しあげましたけど、先ほどの2つ、それについて答弁をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 家賃滞納の対応につきましては、十二分に調べて払える能力がある方に関しては、もうすぐに催告書等を出して速やかに払ってください、それでも払わない場合におきましては、先ほども申しあげましたように、保証人さんにするということです。

どうしても厳しい方につきましては、先ほど議員さん言われたように、分納の誓約等もいただいて、それで支払いというふうなこともお願いしております。

それと、入居者資格につきましては、今後、民法が改正になりましたので、3月の議会におきまして、うちのほうの町営住宅の改正条例を提出、今予定をしております。来年の4月からの施行になりますので、その関係で、また入居資格等については、今、幸子団地のほうの改修も、単身世帯用というふうなことで計画もしておりますので、そういったところも含めたところで、今後は十分に検討していかないとならないというふうに考えております。

それと、税金の滞納者があるというのは、やっぱりどうしても、住宅に入っていただくということに関しましては、使用料が発生いたします。滞納等があつて支払えない方を、果たして入りたい方が何人もおられる中、入居を許可していいものかどうかという面もございますので。やっぱりそういったふうな、ある程度支払い能力のある方に関して、今、町の公営住宅につきましては、あきがあった場合、かなりの申し込みの応募等がございますので、そういったふうなことで税金の納付に関しては、今後も支払い能力を確認する意味でも必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、まず、「同居親族の有無については、今後、検討する。」ということだったんですが、それは、同居親族の規定をなくすという方向での検討なのかっていう

ことが1つ。それから、先ほどちょっと聞き損なっただけですけど、現条例の中にも、連帯保証人は必ずしもなくていいですよっていうのがありますよね。特例っていうか。ちょっとさっきから探していたんですけど。町長が認めるならば、この連帯保証人がなくてもいいっていうような文言があります。

私は本当に、私も遭遇したことがあるんですけど、高齢者の方で本当に連帯保証人が見つからなくて、もうやめるわって、諦めたわってというような方もありました。本当に住宅に困窮しているわけですね。先ほどの税金の滞納の問題についてもそうなんですけど、あくまでも公営住宅は福祉政策であって、低所得者のためのものなんです。だから、まずはその住宅を確保して、税金の分納なり、税金をちゃんと払うような指導とかいうことだって可能だと思うんですね。国は恐らくそういうふうなことを考えて、そういういったものをなくしているかと思うんですけど。

今、1つ、方向性の問題、それから、この保証人がなくてもいいっていうふうに、これに書いているんですけど、例規集に。ない場合って。それはどういう場合に当たるんでしょうか。本当にいろんな事例の中で、さまざまあると思うんですけど。これはもうもっともだっていうようなときには、やっぱりそれを適用していただきたいと思うんですけど、そういったことは可能なかということ。ちょっとそもそも論、もう3回目なので、そもそも論になるんですけど、執行部は今回の国の条例案の県の指導、そもそもどういう立場で国はこうしているんだっていうことを、国の根本的な考え方をどのように理解していらっしゃいますか。その3点をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 連帯保証人を必要でないというふうなことが、条例に書かれていると——済みません。ちょっと、きょう条例を持っていませんので。

しかしながら、公営住宅ということはあくまでも公費、皆さんの税金で住宅を建設しています。弱者の福祉政策ということで、岸本議員が言われるのももっともとは存じますが、税金、国の補助金等で住宅は建設されておりますので、あくまでも入っていただく方には、住宅家賃は使用料として納付していただかないと、町が「払えないから無償で住宅」というふうなことには、当然、つながらない。皆さんの税金も使っておりますので、そういうふうなことはできないのではないかとこのように考えております。

それと国の政策につきましては、国は、今、言われたように、無理心中等いろんな事件があつて、そういったふうなことを考えておるといふふうには考えておりますが、連帯保証人につきましては、とつてもとらなくてもということで、国のほうは考えておりますので。

吉富町におきましては、やっぱり最初に申し上げたとおり、保証人さん、急な夜逃げとかそういったことで急にいなくなった場合、うちのほうで徴収の専門班とかそういったふうなことがご

ざいませんで、どうしても保証人さん。そして、ここ毎年そういったことで、保証人さんのほうから家賃を収納いただいておりますので、今後につきましても、そういった事例がここ数年続いておりますので、保証人については必要であるというふうに考えております。

そうしないと、先ほども申し上げましたとおり、国の補助金、税金等で使ったところの収納は確保していかなければならないというふうに考えておりますので、福祉の立場からいけば、弱者の救済には当然しなければならないことですが、無償でそういうふうなことをするということは、基本的にできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう3回終わったので、質問じゃないですけど。

ここに、国交省住宅局長の改正についての説明の中の文章があります。この中に、いわゆる連帯保証人について、こう述べています。「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきと考えられる。このため、本条例から保証人に関する規定を削除した。」というふうにしております。これが国の、いわゆる保証人に対する考え方なんですよね。

でも、うちはちょっと違うので。この公営住宅のいろんな問題については、ちょっと私も言葉足らずで、ちょっと混乱して、あれやらこれやら言ってしまったんですけど。整理ができていなくて。またいずれ、議論していきたいと思います。

では、最後の質問です。生涯学習教室についてお尋ねしたいと思います。

これは町民の皆さん、とても喜んであって、特に高齢者の皆さんにとっては、閉じこもらずに好きなことをして交流する、前向きな生き方、脳の活性化、心身の健康に寄与するものだと思います。

この生涯学習教室事業の目的と現在の状況、教室の数と、生徒さんっていうか参加者の皆さんの数など報告してください。わかれば。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

生涯学習教室の目的ということで、生涯学習は言うまでもなく、私たちが生涯にわたって行う学習活動で、学校教育、社会教育も、この生涯教育の一部であります。

教育委員会が開催しております生涯学習教室は、その中のそのまた一つということで、岸本議員さんもおっしゃったように、住民が自主的、自発的な学習を行うための場の提供という考え方のもとに、生涯学習教室、開催をしております。

今年度の状況ということでお答えをいたします。

今年度、通年教室、通年教室というのは、4月から翌年1月までの10カ月間を通して開催している教室ございまして、今年度はパソコン教室、リサイクル教室、ハンドメイド教室、絵手紙教室、料理教室の5教室を実施をしております。

受講者につきましては、パソコン教室が15名、リサイクル教室が10名、ハンドメイド教室が10名、絵手紙教室が10名、料理教室は11名ということになっております。

また、年に1回、1日限定で1日教室というのも開催をしております。今年度は、開催を1月に予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これをちょっと取り上げたのは、9月の決算委員会のときでもちょっと私、申し上げたかと思うんですけど。

町民の方から一度質問を受けたことなんですけど、今、吉富町は英語教育を重視していますよね。英語教育を重視しているのに、前やった英会話教室が閉講しましたよね。そのことに対して、その方はとても疑問に感じていらして、「何で町は、子供たちに対してあれだけ英語教育を重視しているのに、成人に対しての英会話教室をやめてしまうとは何事か。」っていうふうな御意見だったんですね。

それにはそれなりの理由が、私はあったんじゃないかなと思うんですけど、このことで1つ思ったのは、町の事業との関連のあるものもあれば、だから町の事業というか、町がすごく力を入れている事業との関連のあるもの、ないものあると思うんですけど。だから、関連性ですね、その。ほかの事業との関連性。

それと、それを開講、閉講、特に閉講に当たっての説明というかそういうものが必要じゃないかなあと思ったんです。そこら辺はどんなふうにお考えなんでしょうか。

また、どういうふうに今までされてこられたのかなと。もっとたくさんありましたよね、以前は。だんだん少なくなっているかとは思いますが、その辺のことについてお願いします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず最初、閉講の際のっていうところなんですけど、まず基本的に、過去10年間を見ますと、年間を通して、少ない年で4講座、多いときで9講座の開講状況になっております。

基本的には翌年、例えばことしであれば、ことし15名の定員に対して、先ほど言ったように15名、11名であれば同じように。年度末に皆さんにアンケートをとりますので、引き続き同じようなもの、あるいは違うものをしてほしいとかいうようなアンケートをもとに募集をかけま

す。

その中で半分以上、15名に対して8名以上であれば開講するんですが、応募してきた方が2名、3名っていう状況の中では、申しわけないですが、その年についてはもう開講はしませんっていうことで、申し込んでいただいた方には、こちらからその理由を言って、お断りというか教室が開催できない旨は言っております。

今までの中で閉講になったのは、そういった主なものとしては、やはり応募の人数が少ないっていうのと、あと講師の先生が、もうちょっと続けられないっていうような。同じ教室で人気があれば、同じほかの講師の方でも探したりとかもするんですけども。そういった形で閉講になったっていうのが、過去あるということでございます。

関連性というところで、岸本議員さんおっしゃいました、確かに教育委員会っていうか、就学前、小学校と、英会話ふれあい事業というのをやっております。今年度も1日教室で、英会話の講座をしてはどうかっていうちょっと検討もしたんですが、じゃあどの程度、1日の講座、お試しのようなものになりますので、ちょっとどんな形になるのかなあって、もう少しちょっと内容を考えて、来年以降、そういうことも開催できれば。

当然、関連性としては、せっかく皆様の大事な税金のもとに、いろいろ就学前から小学生とやっておりますので、それを大人になった方っていうかそういう方々にも提供をできればなというふうには、当然、考えてはおります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この生涯学習教室なんですけれども、新たに、新しいものをするっていうふうになるきっかけっていうんですかね、それはどういうものがあるんでしょうか。例えば、今は参加していらっやらない方の中にも、こんなことをやってくれたらいいなとかいうような声っていうのはあると思うんですね。そういった声の把握とか、あるいは、もっと発展させるために、何か考えておられることがありましたらお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

過去には、やはり住民の方からの希望っていうか要望もありまして開催した教室もございます。ただ、基本的には、現在受講している方に年度末にアンケートをとって、今後どういうもの開催してほしいですかというようなことをもとにやっておりますし、あとは近隣の市町の、当然、生涯学習教室を、やはり参考にさせていただきながら、時代というか住民のニーズに合ったところでということを考えております。

今後は一般住民の方、直接お電話をいただくような方もいらっやいますので、そういった形

でしかお声は聞いておりませんでしたけれども、こういった形かで、住民の方のお声が聞けるような方法も考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まとめます。この生涯学習教室、とても私も行きたい……。いずれは行きたいなと思っているんですけど。

今回は、安全の問題とか暮らしやすい環境、生活の問題について質問いたしました。住民の皆さんが本当に安心して、吉富町で暮らし続けていけるようなまちづくりを、今後とも私も努力していきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 午後の一番眠い時間に、またいつものように最後のトリで質問させていただきます。議員席5番の山本です。

今回は、また質問がちょっと多岐にわたるといふか数が多いですので、答弁のほうは簡潔に、要点だけを明瞭に、よろしく願いいたします。

創業促進支援いわゆる新規出店ですね、これに対する事業助成金の交付条件、要項についてをお聞きしたいと思います。

この助成支給後、現在までの納税実施。納税じゃなくても町への実質的な貢献、これはどうなっているのか。納税以外でも貢献することはあるかもしれませんので、そういったことがありましたら、具体的な説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

昨年度までの助成対象者10名の今年度の個人町民税賦課状況では、均等割と所得割がされている方が2名、均等割のみが課税されている方が7名、住民税非課税の方が1名で、合計26万8,300円を課税し、賦課対象年度である平成29年度から昨年度までの合計賦課額は、49万5,900円であります。

次に、町への実質的な貢献はどうかとの御質問ですが、地域の清掃活動や春まつりのボランティア参加はございますが、地域や町の行事などへの参加は少ないというふうに感じているところでございます。今後は積極的に参加を促すような働きかけをしなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 納税以外でも、新しい方が入ってくるっていうことは町にとっての活性化にもつながるんでしょうが、1つ、例えば今、説明がありましたように、均等割が7件と非課税が1件っていうふうにされているんですが、均等割というのは、たしかこれ、町民じゃない方ですよ、いわゆる。ということは、町には基本的には入ってくる額が、あれは何ぼか、5,000円ぐらいですよ。たしか1件当たり。非課税の方は0円っていうことになると思うんですが。

これは、創業促進というのは、町を発展するために商売をして、発展するために入ってきてもらう人なんで、町にとっては、ある程度売り上げを上げてくれるような人たちじゃないかなと、僕は思うんですね。何件かこの創業支援の店を回ってみました。大変盛況な店もあります。地域でも多分溶け込んでいるんだらうなという店もあります。

ちょうど文化祭の日ですかね、すぐそのマルミヤさんのところに出されたお店は、多分、お客さんを招いてでしょう、何かバーベキューか何かやっていました。盛大でした。文化祭の一環かなと思ったけど、ちょっと違ったんですけどね。それぐらいやっぱり、本当に一生懸命頑張っている商売の方もいらっしゃいます。これは大変いいことだと思います。

ただ、若干ちょっと違うなっていう面があるのが、個人的にはちょっと残念かなと思うんですね。あとは私も商売をやっていますので、どうしても税金を納めなくていいようになるべくするのも、商売人の一つの手です。これは悪いですけど、個人経営の場合は。別にごまかすわけではないですけど。でも、そうすると町への貢献がないということになってしまいがちなんで。

これ、一般の方と違って、やはり、上限が200万円ですけどお金を渡している以上は、この辺をしっかりしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、これ、税務課のほうではこういうのを、対象をどういうふうに見られていますか。ちょっとわかりますか。

○議長（是石 利彦君） 趣旨がわかる、質問の趣旨が。（発言する者あり）

○議員（5番 山本 定生君） わかりにくい。答えにくい。

○議長（是石 利彦君） 答えやすいように。

○議員（5番 山本 定生君） 答えにくい、もういいです。はい。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 一般的なほかの店と比べて、新規で新しく出てくるところ。例えば今回、創業支援をもらったところと、もらっていないところ。もらってなくても、起業している方はいっぱいいらっしゃいます。それと比較して、何かそういう傾向か何かがこう、税務課のほうで捉えられたかなと思って。ちょっとその辺がわかれば。個人商店なんで、個人名とかそんなの要りませんし、どこの店がどうのこうのというのを聞いているわけじゃありません。傾向

的にどうなんかなと思って。ちょっとそれがわかれば。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 私のほうでそれぞれの事業内容について、今ここで述べられるような分析といいますか、所得割に関する分析はちょっとできていません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） この創業促進支援でありますけど、これは私のほうで就任後すぐに確認をしたところであります。ただ書類で創業支援をしてほしいということがあれば、書類選考、面接等を行って、上限200万円、ほぼほぼの方は200万円いただいている。そして、じゃあその後はどうなるかということで、その後は何もありません。200万円を決定しました。その方の口座に振り込みます。これだけです。だから何の検証もないわけです。これではちょっと、大切な税金を投入するにはいかなものかなということで、担当課長とお話をさせていただきました。

費用対効果云々も考えたんですけども、そうですね、中には看板もないような創業者もありますし、よその町に住まわれて、吉富町でお店を出され、つい最近、吉富町に住まわれた方が1名おられます。ほかの方は、例えばよその地域に住んで、吉富でお仕事をされて、税金はよその町にお納めているというようなことがほとんどじゃないですか。

ですから、そこにやっぱり縛りといいますか、ルールが必要だったんじゃないかなというふう考えています。今は、私就任後は2名の方がおられましたので、もうやめようということだったんですけども、もう書類も提出されていまして、その方をお呼びして面接をさせていただきました。そして、このお金は住民の大切な大切な税金であります。そのことを踏まえて、住民全員があなたを応援しているんだということも考えていただいて、お仕事に鋭意努力頑張ってほしい。そして、そのお2人はもう吉富の住民でしたので、そのお金の重さを重々お話をしてお渡しをしたところであります。

やはり、入口があれば出口ということで、ルール化を明確にすべきだったのかなということで、担当課長も十分に反省をして今に至っているというのが状況であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今から聞こうかと思ったとことを先に全部言われたような感じなんで、ちょっと難しくなってくるんですが。

今、町長が言われたように、一般的にそういうふうな考えだと思います。それに、始めたときはわからなくても、あとになってやっぱり問題点というのは出てくると思います。これは今までの事例でもいろいろあると思いますから、それについてをどうしていくかということも踏まえた、

今回質問になっておりますので、また継続していきたいと思えます。

助成で開業後、5年以上継続して町内で営業する意思を持ち、かつ5年以内に町に住民登録を行い、継続して居住する意思でというふうにはうたわれております。これは、事業継続が条件ではないのでしょうか。ここでは意思となっております。この意思とは何でしょうか、根拠なんでしょうか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

吉富町創業促進支援事業補助金交付要綱の第3条の5号では、創業に際し5年以上継続して町内で営業する意思を持ち、かつ吉富町商工会の会員となるもの。また、6号では、吉富町民ではないものが個人で創業する場合は、開業後5年以内に吉富町に住民登録を行い、継続して居住する意思があることと定めていますので、御質問のとおり、継続して営業することを条件としております。

以上でございます。

意思というのは、5年以上継続して業を続ける、また吉富町に共有するっていうことの意味でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 例えば、そのときに創業に際し、細かく言うと第3条5号では、創業に際し5年以上継続して町内で営業する意思を持ち、かつ吉富町商工会（以下「商工会」という。）の会員となるものと限定しているんです。こっちは意思を持ち、これはなるもの、その意味がわからん。そこを教えてください。それ聞きたかったんで。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 表現の仕方で意思を持つという、これは必ず吉富町に住んでいただくという意味で、面接時にはそうお伝えはしたことから、強い気持ちで、この吉富町で業をやっていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） そういうことでしょうか。はい、わかりました。

創業の後、3年間は事業の成果等を吉富町創業促進支援事業助成金事業状況報告書、別記様式第9号にて、1年ごとに町長に提出しなければならないというふうには定められています。これは補助金支給のときにこういう項目がありますので、そういうことなんだろうが、これ提出した場合、どうなんですか、経営状況ってわかるものなんですか。仮にこれを出したことによって、

町にとってどうなるんですか。先ほど言ったように、税金は出るほどでもない、でもこれは出させている。何のために出させるのか、これは出したことによってどういう改善とかなんかあっているのか、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 創業支援補助金を受けた事業者につきましては、年度末に状況報告書を提出いただいております。この状況報告を提出する際には、商工会の経営指導員に内容を審査していただき、経営の状況については私たち素人ですので、そういった助言を求めるときには経営状況でもう少し努力したほうがいいのかというのは、経営指導員の立場から御指導いただいておりますし、また状況について私たちがわかるような範囲で説明を受けております。それを、各事業者にはより改善するような努力をしていただくということで、3年間はそういった提出をされていて、同じように経営指導員の意見を持って提出をしていただいております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） わかりました。商工会が見て出させるんでしょうけど、町にこの報告があって、この書式を出させるということは、年度年度でその状態を把握されているということだと思うんです、町は。

これで、次年度に補助助成するときの何らかの基準かなにかにするために集めているのかなと、僕は思っています。そうじゃなくて、ただ商工会さんが見てくれました、はい、こうでした、聞きましたというだけのものやったんですかね、これは。

先ほど、町長も言われていました。形式だけの書類であったという。そんな形なのかなあこれ。ちょっとそこは教えてください。

○議長（是石 利彦君） 最後です。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 創業支援への補助金を受けた事業者には、町が決めた書式により状況報告をしていただいております。これは3年間です。先ほども申し上げましたように、経営の分析につきましては私たち素人でございますので、その点については経営指導員にその内容について審査していただくと。内容についても当然私たちにもそういった、直接説明もいただいております。決して、ただ出すだけではなく、経営状況というのをしっかり事業者自身も把握していただく、それを経営者自身が作成して、その内容について指導員に、内容についての確認、また審査をしていただくということはやっております。

以上でございます。

○議員（5番 山本 定生君） いや、もう次いきます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと手続上だけだったという話なんで、ちょっとどうかかな。例えば商工会が絡むといっても、商工会にこれを委託している事業じゃなかったと思うんです。

次の質問で、例えばそういった業者さんで今言ったように、経営状況がよくないとかいう可能性もあるわけですね。実質、納税がないということは、もしかすると本当に悪い、見た目はよくても中身は悪いという会社もお店もいっぱいありますから。これで、廃業とか実質的な営業行為がない場合、先ほどは創業していることを意思を持ちとなつてたけど、この確認とりにくいわけですねえ。本人がやっていますと言えば、ずっと商売はやっていることになりますし。これ、返納などの条件というのはないのか。第12条に助成金の返還のところかな、第3条各号に掲げる要件を欠くときとあるんですが、なんか納税条件を付けるとか、経営改善、なんかそういうものを当時考えてなかったのか。今回の中にはそういう条例によく遠まわしに書いて、いろいろあるわ。そういうのは、今回の中には入ってなかったのか、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 補助金の返納などの条件はないのか、これについては吉富町の補助金交付要綱、交付規則に基づき、創業促進事業の補助金の交付要綱を規定しております。

結論から申し上げますと、廃業や営業行為がない場合は補助金の返還の対象となります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） でも、この文言で見ると、今言ったように実質的にわからないという、先ほど町長も言われていたように看板のないようなお店があったりするという話なんです。そんな店もあるのかもしれませんが、今は商売している人もいるのかもしれない。今回は10件ほどですから、全部をちゃんとわかっているんでしょうけど、こういう形でやっているとそういうことはどんどん出てくると思うんですね。そういうのに対して、先ほど言ったように1年ごとに経営状況を出しますよ、それを集約しますよ、こういうところがあるなら、次はこうしようとかいって改善していつているのかなと思っていたら、どうもずっと今までは変わっていなかったという話なんで、納税条件とか変更する予定というのはないんでしょうか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 要綱の内容につきましては、先ほど町長から、この事業内容についていろいろと御指導を受けました。その中で、今後、この要綱についてはしっかり、もう少しものにしなければならぬ、見直しをするように今現在、事務を進めておる次第でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） そんなふうにどんどん変えてもらわなければ、垂れ流しの税金を使われているというのも困りますし、先ほど午前中の質問でもある議員が言われていました。

100円とか10円無駄にせんでくれという話で、200万円ですから、やっぱり大きいお金なんで、町の税金を使ってしてもらおう以上は、そこは責任を持って町がやるべきだと思うんです。

特にこれはもう、よその町、豊前で言われたんですけど、いいね、吉富は店開くのに200万円、金くれるんやろとかって言われますから、これちょっと勘違いされているような条件なんで。

今、ちょっと課長が見直しのお話をされていましたが、次この条例に対して。これ附則で、この告示は平成32年3月31日に限りその効力を失うとあるんですが、これはまずはこのままずっと継続するという事よろしいんですか。

その場合、仮に31日でこれ一回効力を失います。じゃあ助成金の返還という条項も失効するんでしょうか。仮にそのときに廃業をされた方は、もう返さなくてよくなるということなんですか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 補助金の返還につきましては、吉富町補助金等公布規則に基づき規定しております。その観点から、町の補助金につきましては、町の補助金の交付の決定を取り消した場合においては、補助事業等の当該、取り消しにかかる部分に関し、既に補助金等が交付されているときは期限を定めてその返還を命ずるものと定めております。そういうことから、廃業や実質的な営業行為がない場合は補助金の返還を命じなければならないというふうにされておりますので、補助金の返還の対象とはなりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 最後。もう3回終わりましたよ。

○議員（5番 山本 定生君） 次いきます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 濟いませぬ、この件については次にまた変えていただけるような条件で、また説明があるんかと思えますから、そのときにしたいと思えますが、ただこれ議員の皆さんにもちょっと覚えておってほしいんですが、この手のやつは要綱規則でやられていますので、我々が中身がわからないんです。予算だけ出てきて、ああそういうことなんかなと思って、実は中を開けてみたらこういう感じで、後になんて言わないといけぬ。お金使った後にしか言えぬんですよ。

だから、ちょっとこれは議員の皆さんにも気をつけていただきたいなと思ひながら、大きな2問目の質問に移りたいと思ひます。

駅前チャレンジショップの期間と開業後についてをちょっと質問いたします。

現在、各店が3年までを最大延長して使えるようになっております。これまず1年で経営審査なんかを導入すべきではないか、先ほどの創業支援の場合は1年ごとに商工会のほうに経営指導をいただいているという話でした。ならば、こういうのもまず1年目で様子を見て、これ以上無理だなと。安いんで、5,000円なんで、やっぱり始めてする人も出てのチャレンジなんで。

でも、合わないよという方もいらっしゃると思うんです。これやみくもに長くするよりも、チャレンジショップなんでどんどん新しい方に入ってもらうための施設なんで、一人の方がいつまでもずっとすべきものじゃないですよ。1年ごとにどんどん新しい人がそこで巣立ってもらうためのチャレンジだと思うんです。誰かのために、ずっと安く貸してやるための施設じゃないんで、1年の困難な場合、改善できると判断したばあいはとか、もう一年チャレンジしてもいいかなという延長を、その経営診断が出たときに限り延ばすとか、そういう場合をしてはどうかなど。

実際の話、もう1年目で売り上げが順調でないというか、1年目で売り上げ出ないということは2年目が出ないんですよ、基本的には。最初の年が一番売り上げいいんで。そのときは、ちょっとあなた合いませんよというのも、これ町の役目じゃないかなと。しかも、先ほど言ったように、税金ですから、これ。ちょっとそういうことはできないのか、必要ではないのか、ちょっと担当部署にお聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） チャレンジショップの入居期間3年といたしましたのは、経営を継続的に行うためには計画を立てて、評価、改善のサイクルをつくり、業務の改善、経営の基盤をつくるためにも3年は必要じゃないかという期間を決定する上で、内部で検討した結果、3年という期間にいたしました。

1年目で経営審査をして、場合によっては諦めてもらうのも必要ではないか、確かにそういう御意見も、今回質問いただいたときに、なるほどなということも私たちも思いました。ただ、あくまでもやっぱりチャレンジをしていただくということで、初めて商売されることから、先ほど申しましたような、いろいろとステップを踏んでいく経験を積んでいただいて、本当にそれが業務として成り立つのかどうかというのを、そこで経験してもらうということも必要じゃないかなというふうに思っています。

ただ、議員が提案されましたような経営指導、経営審査ですね、そういうのも当然必要だなというのは感じてはおります。それは、次年度以降にそういったところについても取り入れなければならぬかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） その1年と言ったのは、これ実は一般の民間では長いんです。通常、例えば大きなイオンですとかゆめタウンとかありますよね、ああいうところで出店した場合は半年でだめだと出されます、基本的には。大体半年サイクルでもうわかるんです、大体そこができるかできないかというのは。1年待つてというのはよっぽどシーズン物をやっているような会社以外、商売以外は関係ないんで。1年で大体ためならばもう2年目は、申しわけないけどこの人はもう次の人に代わってもらわないと本人のためにもならないんです。それは、ちょっと考えてほしいと思います。

このチャレンジショップの設置及び管理に関する規則には、先の質問のように5年以内に町に住民登録を行うとか、事業状況報告書の提出するとか、そういったものの条件はないですよ。付けなくてよかったんですか。こちらもある意味助成してますよね。というか、これもう直接的な助成をしている事業ですよ。こっちこそ、こういうものを付けるべきではないのかなと思うんですが、それはどうでしょう。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） おっしゃるとおり、チャレンジショップの入居者にはそういった条件は付けてはおりません。入居者には格安で業をチャレンジできるような機会を提供し、チャレンジショップの事業の目的そのものが、本町でチャレンジショップで経営について学び、吉富町で開業してください、それが町のチャレンジショップをする上での目的ですと。これは、申込者にはそういうふうに説明はしております。

ただ、1号店のアンドカフェにつきましては、町内に出店をしましたが、アンドカフェの後に入居したお弁当をするデリカフェリーベについては、来年の3月をもって退去し、中津ほうに出店するという事の申し出がございました。その方には町内に出店していただきたいという旨はお願いしておりました。不動産業にも町内に物件を探していましたが、思うような物件がなかった、幸いやっぱり中津のほうで居抜きの物件があったということで、そこに中津ほうに出店することになったと。

ですから、議員がおっしゃるように、交付金を使ったものに結果的に町外に出店するという事は非常に残念なことです。今後、来年の春には1号店を含めて3店舗が退去します。当然そこには出店をいただくんですが、そこら辺を重々説明をし、吉富に永住し、中津ほうに出店していただきたいということで、今応募された方には町内出身の方が1人おりますので、その方はぜひ出店していただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 聞こうかと思ったら、先にもう言っていたんで、お弁当や

さんがもうなんか出て行かれるって言って、軒を貸してそのまま母屋とられたような感じで、本末転倒な感じになってしまっているんやけど。

例えば今、今度、東病院のところに弁当屋さんとかできたら、あんなところなんかこっちに、せっかく空くならそっちに行ってもらうような状況もあったんじゃないかと思って。そしたら、創業支援の200万円を払わんでもこっちでいい物件があって、そして、そのあと、そのまま吉富の方でしょう、いいんじゃないかと思うんですけど。

今、言おうと思ったんだけど、先に答えられたんで、経営状態がいい場合に限り、居抜き物件みたいなものを、吉富町で特に空家の対策で、駅前だけにこだわらずに空き家物件とかを回して、そこに、本来200万円の新規助成金を出すから、ここに住んでここでやってくださいね、町のためってやるのが本来だと思うんです。そういうことをなぜできなかったのかと。以前からそういうことも言っていたんですけど、全てが縦割りというか、分散化してしまって、結局最後は一生懸命やとったところが中津に行った。1号店さんは何とか吉富に出してくれましたけど、もともとは違うところに出すとかいう話もあったぐらい、何かもったいないと思うんで、今後、こういうものについて、これはまだチャレンジショップはつづけるんですよ。そうすると、次、3店舗一気に入れ変わるわけですよえ。

以前、私がちょっと言って、町長のほうがおもしろい案ですと言われていましたけど、アルコールなんかも考えて、今までのような形ではなくて、ちょっと考え方を変えて、せっかくマルシェもやっているわけですから、駅前全体で何か楽しめるようなものも今後活用してほしいと思うんですが、これはちょっと町長に聞きましょうか。

そういう考えで、例えば、先日、私がビアガーデンみたいなものをしたらどうかとかいう話をしましたが、別にビアガーデンじゃなくてもいいんです。みんなで盛り上がるようなもの、特にマルシェの日なんかは、本当にあの辺で少しコーナーか何かに、ちょっと洒落たアルコール、タピオカなんかも流行っているわけですから、カクテルみたいなものを出すとか。何か全体で盛り上げて、その店舗が少し集約になるようなものができたらいいんかと思うんですね。そうせんと、あそこに人を常に集めるとことは基本的にできませんから、やっぱり集まるときに使えるようなものを今後考えてほしいと思いますが、どうでしょう。こういう勝手な提案ですけど。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） おっしゃるとおりかと思います。駅前のにぎわいのまちづくりということでありまして、もとより、前任者、前々任者の人たちがされたとを、我々がしっかり検証して、さらなる飛躍をしてそこに枝葉をはやして、いいものに関して残していく、それが私達の役目だと思っています。

その中に、やっぱり議員さんがそれぞれ考えられたこともあったと思いますので、議会と一緒に

になってやっついていなくなっちゃいけないと思います。

今、山本議員がおっしゃったような駅前のにぎわいに関しましては、夏場の傍所、ああいうとこがなくなりましたので、やはり路面店でそういうビールを飲んだり、カクテルを飲んだり、あの辺でするのは結構だというふうに考えます。だけど、周辺の方々の意見も聞かなくてはいけませんし、商工会とも連携をしていなくなっちゃいけませんので、しっかりと連携をして、にぎわいづくりに私たちは頑張っていきたいなと思っています。

○議長（是石 利彦君） 最後です。まとめてください。

○議員（5番 山本 定生君） 質問がまだ。

○議長（是石 利彦君） はい、わかりました。

○議員（5番 山本 定生君） 勝手に区切られた。

この駅前についてはこういう形で一回終わって、次の新しい案が出てきたときにいろいろと検討して、当初予算が次に出てきますから、そのときにまたいろいろ検討していきたいと思いますが、先ほど町長も言われたように、駅前は駅前で、せっかくやるのであれば、このマルシェも、この間もかなり少なくて結局自衛隊に食われたような形になるんですが、その前のときは、あれだけ盛大に商工会とやったときには盛大でした。そういう形で商工会のほうと、やっぱり商工会は人集めがうまいですから、そういうところを連携していただいて、あの辺一帯で、またみんなが楽しめるようなもの、そして、なおかつ儲かるものをしてもらえれば、またみんなも、町民も喜ぶのかなど。税金をむだにせず、なるべく有効活用してもらえらるようなものをしてもらえらるばと思います。

次に、きょう各議員さんもいろいろ聞かれておりますが、幸い、今回は私は災害避難時についての質問をさせていただきたいと思いますが、防災訓練を含むんですが、各戸にいわゆる戸別防災無線というものが各戸に吉富町の場合はついております。これを活用してはどうかという質問です。

避難行動時に、これは防災訓練とか、そういうものも含むんですが、戸別防災無線の携行をして訓練とかを実施してはどうか。よく言われるのが、本当の防災時には、防風、風雨とか雨によって野外スピーカーが聞こえないとよく言われます。でも、これを持っていけば、すぐその場で聞こえるんじゃないか。避難行動時に町の状況が逐一わかるんじゃないか、そういうことができないかなど。そういうことをしてもらえないか。そういうふうなことができないか、防災担当は総務ですか、ちょっとお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

戸別受信機を避難行動時に持ち出すこと自体は可能でございます。戸別受信機は、通常はコン

セントにさして電源を供給しておりますが、停電時にも使用できるよう電池が入っております。コンセントから抜いて持ち出すことができるようになっております。

自主防災組織につきましては、一時避難所である各地区公民館に戸別受信機を設置させていただいておりますので、集団避難の際に、その戸別受信機を携帯していただくことも可能でございます。

また、町民の皆様には、避難時の準備品として呼びかけることもできますが、重要な情報については屋外スピーカーで流しておりますが、先ほど議員がおっしゃったように、聞こえづらいという場合もあるかもしれません。であります。避難所にも戸別受信機を置いております。行動しているときにそれを聞いたかどうかということでもありますので、それは可能ではありますけども、結構大きなものでありますので、小さな携帯ラジオぐらいだったらお勧めできるんですけども、あんな大きいものを持っていくというのもちょっとどうかというのがありますので、やはり屋外スピーカーで、そういったときは大きな声で流しますので、聞こえるように大きな声で流しますので、その辺はそういったものを活用していただければというふうに思っております。それでも、持っていきたいという人は持っていてもいいかというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） そうなんです。吉富町は防災無線を早くから取り入れた関係で、結構古いタイプなんです。今度、豊前が防災無線を4月から支給します。あれは携帯ラジオのサイズ。FMとAMがついて、さらにLEDライトがついて、いわゆる避難時に持ち回ってほしいというタイプなんです。そういうやつだったらいいと思うんですが、それはしようがない。早くからやった町なんで仕方ないんです。あとからのほうがいろんなものが出てきて選べますから、それはしようがないんですけど、ただ、これは全員に呼びかけるんじゃなくて、全員になるべくしてほしかったんですけど、例えば自主防だけにこういうことは1回呼びかけてみてはどうかと。

特に、次の質問にも入るんですが、訓練の途中でガイダンスをいれてやったらいいのか。例えば何時何分、ただいま和井田到着しましたとか言うと、自主防でえらい頑張っている土屋地区とか、「きょうは和井田は早いほう。」と思ひながらみんな頑張っているんじゃないかとか。途中で町長が一言、皆さん足元を気をつけてくださいとか一言を言いながら、防災のポスターとか、あれにも書いています。途中で危ない箇所があったら教えてくださいとか何か書いていますよね。そういうのも直接呼びかけて、皆さん、足元を気をつけてくださいね、もし何か危ない場所があったら、来たら教えてくださいなんて言いながらすれば、防災訓練も楽しくできると思うんです。

仮に、そのときに例えば防災訓練に出れない方でも、今、垂直避難というのでも推奨しています

よね、家の中での。その方たちには、例えば町の消防団が巡回してくれています。消防団の方を見たら窓から手を振ってくださいとか一言言ってやれば、その人も訓練に参加したという気持ちも出ますし、消防団の方も、誰々さんが手を振ってくれたとわかるやないですか。

こういうふうに町全体が1つのイベントとして防災訓練を利用すれば、先ほどAEDの話もしていましたけど、町全体がやってくれるんじゃないかと思うんですよ。大体、特定の方だけが参加になるので、こういうのに使えるから、ちょっと自主防の方か、区長さんかわかりませんが、一人だけちょっと防災無線を持ってください、公民館でやっとなるから、何かそんな感じではどうかと思うんで、こういうことはどうでしょう、考えてもらえますでしょうか。お聞かせください。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自主防災の方が集団避難をするときに、防災行政無線機を1台携帯していったらどうかという御質問だと思います。

それをする場合、地区ごとの放送になると思います。例えば、幸子上の地区放送、そこに向けて放送する、あるいは別府に向けて放送するというような形になるんですけども、そうすると、全ての幸子上地区の住民に、防災無線が放送してしまうということがあります。ですから、全員が、吉富町全員が一斉に参加するちゅうのが理想なんですけども、やはり中には、この前も600人弱の方が参加をさせていただいたんですけども、7,000人いる中で全員の方が御理解いただければありがたいんですけども、やはり、今でも屋外で何回も放送するのはどうなんだというような電話が入ってきたりもしております。それを全家庭の中に流すのは、ちょっとどうかというところがございます。いいなとは思んですけども、全ての方に流してしまうというのは、ちょっとどうかというふうには、今、思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） それで、防災無線の話をしていたんだけど、要は屋外のスピーカーが近くの方がうるさいちゅうんよね。スピーカーはうるさい人は、はなから切っているでしょう。つけてないやないですか。家の中の人。

防災無線、あとで貸し出し状況などを聞くんですけど、要らないという人も確か大分いるという話も聞いています。だから、うるさいという人は借りてもないし、家の中におっても切っています。僕、乾電池を変えに何回かいかされましたけど、はなからそういう人は、うるさいからといってはなからつけていません。だから、そこは考えずに、町がせっかく全体を取り組むためには、こういうことを検討してもらって、1回、自治会長会か自主防災のときに1回こういう話を出してみて、どうですか、やってもいいんかと思うんですけど、町長、どうでしょう。こういう

のは提案としてだめですか。急に振って申しわけないですけど。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

やはり、防災無線はいざというときに聞いていただくものであります。平時は行政情報も流しております。いつもいつも流していたら、ああうるさい、切るという人も出てきますので、やはりその辺は適度な放送といえますか、何回も何回もうるさいという人もいます。少ないという人もいます。難しいんですけども、やはり聞いてもらうことが一番の目的でありますので、限度というものを考えながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 次にいきますけど、だから楽しんで、住民のみんながあとで茶飲み話にできるような感じの防災訓練を1回だけすれば、大分違うんじゃないか。そしたら、防災無線でこんなんも言うんだと思いつながら、ちょっと興味が出る人も出るのかと思つたので、これはまた、今すぐしてくれと言ってもどうせ1年後になるんで、こういうのも案としてありましたというのは聞いてってください。これは、よその町で実際にやっているところがちょうどあったんで、リアルタイムにこうやって今の現状を教えながらするとみんながわかる、これはいいですねと言うのがあったんで、これは一例として出しました。

課長も先に答えてしまったんですが、防災無線の貸し出し状況の把握、各戸の設置状況、配布済み先はどうなっていますか。これらの情報を、いわゆる最低でも各地区の自主防災組織には設置状況を伝えるべきではないかと思うんですが、その設置状況と配布済み先の数、それと、義務化はできないものなんですか。吉富町としての条例化みたいな形で。絶対にあるべき。ある家とない家があるというのは、スイッチを入れているか、入れていないかは別にしても少なくとも設置はすべきではないかと思うんですが、ちょっとそこについての回答を求めます。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、防災行政無線の貸し出し状況についてでございます。

管理台帳をデータ及び紙ベースで作成をしており、貸し出しや返還、辞退などの状況を管理しております。現在、約2,600軒に貸与しており、それとは別に、約400軒の方が辞退をしております。

転入、転出、転居など、貸与者の状況に変化があった場合には、管理台帳の更新を行っているところでございます。

次に、設置の義務化についての御質問ですが、災害時における避難勧告や避難指示等の伝達手

段としての重要性を説明し、極力設置していただくように住民の方への対応をいたしております。

それでも設置を辞退された方については、たとえ設置を義務化しても、受信機を持ち帰っていただいたとしても、先ほど議員が言われたように、実際には設置するかどうか、電源を切りっぱなしにしていることも考えられますので、義務化にしても、大きな効果は見込めないものだというふうに考えております。

ただし、戸別受信機の重要性については、今後も周知啓発を行い、住民の皆様へ設置を呼びかける必要があるものと考えております。

設置していない人の状況、これは、この人は設置していませんというのは、ちょっとお知らせをしておりません。やはり、何でそれを知っているのというようなことにもなってきますので、それはちょっと、今はしておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 個人情報にも絡んでくるんで、設置していない方について説明しにくい部分もあると思います。

だから、あえて条例化して、条例化の上でしていないところに関してはわかるようにしてやらないと、自主防災のほうでも声かけしにくいところも実はあるんです。放送が入っていないところ、家の中までスピーカーが聞こえればいいんですけど、聞こえない場合なんかは、今、連絡がいったけど開けてもらえないし、ネットでなくても、今、チャイムを鳴らしてもドアを開けない人が多いですから。

そのためにも、こういう義務化をちょっと検討してみてもどうかということなんで、これは、きょう、別に答弁を求めるものではありません。この間、防災訓練は終わったんで、また自主防の会議とかあると思いますから、そういうときにまた投げかけていただいて検討してもらえればと思います。

ちょっと質問通告と少し違うんですけど、同じように防災無線と別に火災報知器とかは町のほうで把握とかできるんですか。できないものなんですか。設置状況。あれは確か、今、法律か何か義務化されていますよね、基本的には。でも、それは検証する、わかるもんなんですか。どうなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、義務化をされています。寝室とか、そういったところは義務化されています。

それを設置しているか、いないかというのは、役場のほうでは把握をしておりません。消防署がどうなのかというのはちょっと聞いてみないとわからないですけど、役場ではちょっとそれは

把握しておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょうど時間ですので、今回はぴったし終わります。

近年、多くの災害が起きております。自然が相手であり、予測は困難をきわめるものではありませんが、危機管理対策を万全に期していただき、安心安全な町であり続けることと信じて、私の一般質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（是石 利彦君） これにて一般質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時49分散会
